

令和7(2025)年度
自己点検評価書

令和7(2025)年8月
日本保健医療大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革	6
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	8
基準 1. 使命・目的	8
基準 2. 内部質保証	13
基準 3. 学生	17
基準 4. 教育課程	35
基準 5. 教員・職員	56
基準 6. 経営・管理と財務	65

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神

我が国は、第二次世界大戦後、国民のたゆまぬ努力により、世界有数の経済大国・技術大国に成長した。経済成長により社会資本の整備と社会保障の充実が図られた。1961年には国民皆保険が実現し、安心して医療を受けられる法制度も整備されてきた。国民栄養の改善、公衆衛生の向上、医療技術の進歩など国民の健康を取り巻く環境は著しく改善されてきた。乳幼児死亡率の低下も相まって、日本人の平均寿命は延び、世界一の長寿国になった。今日では、諸外国が経験したことの無いスピードで高齢化が進み、その対応に様々な対策が講じられている。

このような超高齢社会にあって、すべての国民が豊かな老後を過ごすためには、国民一人ひとりが心身ともに健康で生きがいを持ち、日々充実した生活が送れるような社会を整備することが必須である。このために保健医療分野は言うに及ばず、社会福祉政策、保健医療福祉システムの整備、人材育成の充実が急務となってきた。

今日の保健医療現場においては、医師、看護師、薬剤師、臨床心理技術者、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの医療専門スタッフとソーシャルワーカー、介護支援専門員などの社会福祉関係者がチームを組み、協働してケアに当る必要性が叫ばれており、それぞれの保健医療専門職の育成と資質の向上が緊急の課題となっている。

看護は、人々の健康増進、疾病予防、健康回復、苦痛の緩和を援助することを目的とした行為であり、人間を対象とする実践の科学である。

看護活動の場においても、高度医療技術を支える病院や高齢者福祉の場、在宅医療、地域保健等広範囲となり、看護業務の複雑化・多様化、医療技術の高度化など看護職に高度な知識・技術が要求され、さらに人間の生活全般にかかわる総合的な能力を身につけた看護師でなければ、対応ができなくなっている。こうした社会の動きを受けて、看護専門教育も知識、技術両面にわたって関連する多くの学問領域の新しい発展に呼応してますます大きな発展を見ている。従来のような専門学校や短大等の定形型の職業教育では社会的要請に十分に応えることはできず、大学における看護専門職の基礎教育として明確な科学的な学問体系と理論、技術は言うに及ばず対象を人間そのものとしている以上、人間性に関連する幅広い分野についての基礎知識も学ぶことが必要となっている。

したがって、看護専門職の先端教育を、看護系大学を通して制度化することが望まれている。ただ単に、職業教育によって知識・技術を修得しただけでは不十分で、前述した、科学としての医療技術の進歩発展および人間性の向上を社会的要請の新たなる深化と受けとめ、自らの知識・技術を常にブラッシュアップし続けていかなければならない。そのためにも、看護系大学を起点に、必要に応じてリカレント教育や情報発信を通じて、最新の技術や情報を人々が学べるようにすることも大きな意味を持っている。

また、国際化時代といわれて久しいが、国際化は看護の現場にも浸透してきている。さまざまな文化を有する人々が自由に往来しており、看護専門職として接する機会も増えている。これに応え看護の知識・技術を十分に発揮するためには、国際看護師協会が提案しているように、看護専門教育は大学レベルで行うことが望ましいとの考えを示し、各国とも積極的に取り組んでいることは周知のとおりである。このことから、看護職に求められ

る能力は質的に高まり、人々の健康生活の質を高めるとのできる看護実践能力（人を人として尊重し、生命の尊厳性を大切にした看護の思考力と科学的根拠に基づいた問題解決能力等）や国際的視野で物事をとらえ判断する能力、地域におけるヘルスプロモーションを構築し、他職種との連携を図り活動できる看護職が求められている。今日、このような社会のニーズに応えることのできる人材の育成を図る必要がある。

日本保健医療大学は、こうした基本的な考え方にに基づき、社会の求める看護専門職及び次の段階においてはその他の専門職を育成するために建学されたものである。

2. 大学の基本理念

(1) 大学の理念

日本保健医療大学は、人間性（儒教の三綱五常の精神を基本とする）の高揚（人間性の復活から、人間性の高揚へ）と、共存共栄の精神（共済主義、又は共済主義精神）を理想に掲げ、高度の専門性を持って幅広く活動できる保健医療の専門職を育成し、人類の平和と高度な人類文化の実現に貢献することを目標とする。

(2) 保健医療学部の理念

建学の精神および大学の理念を基本理念とし、社会的ニーズ、教育理念を包括した概念を基に、生命の尊厳性に基づき、人間性を高め、人間教育を中心として創造的で学際的・国際的視野に立って、倫理的・論理的な実践能力を育成し、保健医療学の発展・地域社会に貢献できる人材を育成する。

- ① 豊かな人間性の涵養と人間相互の共存共栄の目標に自らの行動選択が適切であるかどうか判断する、慈愛の心と倫理観ならびに責任感を深める。
- ② 医療人として、科学技術に基づく正確な且つ高度な保健医療福祉の学問研究の知識と医療現場における臨床の知識・技術を修得する。
- ③ 地域社会に根ざしたヘルスケアを実施できる能力を養う。
- ④ 国際的視野から問題解決を考えることができる能力を養う。
- ⑤ 知的好奇心や幅広い視野と思考判断力の向上、学生個々の創造性・学習意欲を促進する。

以上の理念に基づき、看護師、保健師、理学療法士を育成する。

3. 使命・目的（人材の育成）

日本保健医療大学は、基本理念に基づき、以下に掲げる特性を備えた看護専門職及び理学療法士の育成を目指す。

(1) 深い教養と豊かな人間性を備えた人材の育成【人間性】

人間の健康には身体的側面のみならず、精神的、社会的側面などのすべてが含まれる。したがって、保健医療福祉に携わる者は、幅広い教養に根ざした豊かな人間性を備えることが重要である。そのためには、幅広い視野、および倫理観と慈愛の心を共に備えた高度な知性・感性を有する人材を育成する。

(2) 高度な専門性と総合的な視野を持ち、独創性・指導性の発揮できる人材の育成【専門性】

看護及び理学療法に関わる現象を総合的に判断できる能力を養い、高度な専門的知識・技術を修得し、それぞれの分野において創造的な技術開発や知識体系を探究できる人材を育成すると共に、リーダーシップを発揮でき、且つ協調性を有する人材を育成する。

(3) グローバルスタンダードに対応できる国際性を備えた人材の育成【国際性】

保健医療・福祉の分野においても、グローバルスタンダードは確実に発展している。今後は保健医療福祉に関する人材交流においてもグローバル化は必須である。

そのため、語学力の一層の向上と国際的感覚を養うためイギリスでの語学研修を実施することによって、国際的に通用する専門的知識・技術を世界と共有できる能力を有する人材を育成する。

(4) 協調性を有し地域社会を含む多様なニーズに貢献できる人材の育成【社会性】

高齢社会における全人的保健医療・福祉は病院等におけるケアだけでなく、在宅ケアや地域の保健福祉計画の推進も重要となり、地域社会における看護・理学療法の役割も今後ますます重大となってくる。そのような社会にあつて、看護及び理学療法とケアにおいて指導的役割を担うと共に、協調性と利他優先の精神をもって、病める人々に貢献できる人材を育成する。

4. 大学の個性・特色

本学の目的は、本学の教育理念に基づき、幅広い教養と豊かな人間性・国際的視野を備え、高度の専門知識・技術を持って幅広く保健医療・福祉の場において活動できる専門職を育成することである。従って、「人間性」、「専門性」、「国際性」、「社会性」を掲げている4つの人材育成像を実現するため教養教育と専門教育のバランスのとれた学修が重要である。

今日の保健医療現場では、医師、看護師、薬剤師、臨床心理技術者、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの医療専門スタッフとソーシャルワーカー、介護支援専門員などの社会福祉関係者がチームを組み、協働してケアに当るチーム医療が重要であることから、それぞれの保健医療専門職の育成と資質の向上が緊急の課題となっている。

保健医療学部は、自らの専門領域に係わる科学的知識・技術の修得を図るとともに、人々が健康な生活を過ごすことができるよう保健医療福祉の分野を充実・拡充し、安全で安心でき健やかな生活を築きあげるために必要な人材を育成することとしている。

教育課程の特徴は、大学の理念に基づき、「人間性」、「専門性」、「国際性」、「社会性」を基軸に、看護・福祉を人間総合科学の一分野としてとらえ、①人間を総合的、多面的に理解する能力②豊かな人間性の獲得③国際的視野で物事をとらえ判断する能力④人と人との関係性を形成保持するコミュニケーション能力⑤保健・医療・福祉分野における情報収集と処理能力⑥科学的思考能力の育成を行う。また、そうした能力を地域社会の中で、実践的職業人として生かしていけるための応用力・実践力の育成を図ることを特徴としている。

(1) 看護学科

看護学科は、病院や診療所等の臨床現場で即実践的に役立つ看護の知識と技術の修得はもちろんのこと、看護専門職としての社会的責任を果たすと同時に、国民が健康な生活を送ることができるように人間の生活を中心とした看護の考え方を基に看護援助方法を学び、人々の健康増進、疾病予防、健康回復、苦痛の緩和、終末期ケアなどの場において広く活動できる有能な人材を育成する。

また、保健・医療・福祉は、ともに人々の健康や生活と深く関係する学問領域であり、看護学科においては、それぞれの目標に向かいつつ互いに切磋琢磨し、また他者、他職種を理解し協働・連携する学習体験を通して、さらに看護学の専門性を追求する学部教育を実践する。

要すれば、看護学科の特色は、幅広い教養と豊かな人間性を備え、専門的知識・技術を修得し、保健医療・福祉領域において活躍できる看護実践者の育成を目的とした教育環境とカリキュラムの提供である。

四年間の学びにおける「理論－演習－実践－統合」のプロセスを経て、理論と実践の関連を基にした看護実践活動と将来さらに看護の専門性を追究していくとともに、保健医療福祉の担い手として他のチームメンバーと協力しながら変革していくことができるリーダーとしての看護専門職者の教育に取り組むことをめざしている。

教育実践に当たっては、学生の持っている特性を伸ばし、ユニーク性と心身をともに調和よく発展させ、思考力と判断力を高め、慈愛的・倫理的価値観を形成できるよう教育支援を行う。

さらに、社会のニーズに応えるために、教育・研究・実践を通して看護学の発展に寄与できる人材の育成をする。

(2) 理学療法学科

理学療法学科の教育目的は、次の通りである。

- ① 豊かな人間性にに基づき全人的なかかわりを持てる姿勢を身につける。
- ② 論理性、クリティカルシンキングを基礎に、理学療法の学問研究および医療現場に必要な知識と技能の習得を目指して、新しいことへ意欲的に挑戦する姿勢を身につける。
- ③ 国際的視野を持つ姿勢を身につける。

理学療法学科の教育目標は、次の通りである。

- ① 人間性：深い人間理解に基づいた、人に寄り添える理学療法士の育成

豊かな教養を身につけ、高い倫理性を涵養し、自らの人間性を高揚させることにより人間を深く理解し、弱者に寄り添い共に生きる社会を実現できるような理学療法士の育成を目指す。

- ② 専門性：責任ある専門家として他職種と連携できる理学療法士の育成

高度なチーム医療の中で、責任をもって理学療法士としての専門性を発揮しながら、他の職種と連携できる、さらにはリーダーシップを発揮できる理学療法士の育成を目指す。

- ③ 国際性：国際社会に貢献できる理学療法士の育成

理学療法を通して、地域社会のみならず国・人種などを超えた人類の健康に自主的かつ

創造的に貢献できる、国際性をもった理学療法士の育成を目指す。

④ 社会性：変化する社会と進歩する科学に対応できる理学療法士の育成

眼前の現象だけに惑わされることなく基本を重視しつつも、常に向上心と探究心を持ち、変化する社会と進歩する科学に柔軟に対応できる理学療法士の育成を目指す。

⑤ 総合性：多様で広範な理学療法ニーズに対応できる理学療法士の育成

基礎分野の教育に力を入れ、急性期から生活維持期まで、新生児から高齢者まで、また運動器系分野・神経系分野・内部障害系分野といった多様で広範な理学療法ニーズに対応できるジェネラリストとしての基盤を固め、その上でさらに自らの得意分野を伸ばしてスペシャリストを目指せるような理学療法士の育成を目指す。

Ⅱ. 沿革

1. 本学の沿革

戦後約八十年の間に、我が国は、高度経済成長、石油ショック、バブル経済の崩壊、アメリカ発の経済危機といったさまざまな社会経済情勢の変動を経験した。また、少子高齢化社会が急速に且つ確実に進行することが今後も予想される中、わが国の社会状況について多くの課題が存在している。

特に社会保障の分野では、介護、福祉、少子化対策、医療、雇用等の課題が山積しており、改めてこれらの課題の在り方を考える重要な時期を迎えている。

私たちが設立した「日本保健医療大学」は、このような社会情勢の下に今後将来を担う、医療分野の専門職、技術者、研究者、教育者の育成を目指している。保健医療分野において次の三つの目標を掲げ、埼玉県幸手市において平成 22(2010)年 4 月に開学した。

下記の目標を掲げ、これからの社会保障の課題の一端を担い、保健、医療の分野を中心に役割を果たしていくものである。

- (1) 超高齢社会における国民福祉および保健医療の充実に寄与する。
- (2) 特に看護学、リハビリテーション、医療心理学、医学分野等の充実に寄与する。
- (3) チーム医療のための保健医療専門職の養成と資質の向上に寄与する。

日本保健医療大学は、公私協力型として地域の健康づくり施策との関わりを持ちながら、地域ならびに社会の発展に貢献していく。本学の主たる沿革は表Ⅱ-1 のとおりである。

表Ⅱ-1 本学の沿革

年月	事項
平成 21(2009)年 10 月	日本保健医療大学 保健医療学部看護学科 設置認可
	学校法人共済学園 認可
平成 21(2009)年 11 月	学校法人共済学園を設立
平成 22(2010)年 4 月	日本保健医療大学を開学 保健医療学部 看護学科（入学定員 100 人）を開設 （埼玉県幸手市幸手）
平成 26(2014)年 3 月	第 1 回学位授与式を挙行
平成 27(2015)年 2 月	第 1 回看護白衣式を挙行
平成 28(2016)年 1 月	法人名を「学校法人共済学院」に変更
平成 28(2016)年 3 月	大学機関別認証評価を受審 公益財団法人日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定された。
平成 29(2017)年 4 月	保健医療学部 理学療法学科（入学定員 80 人）を開設 （埼玉県幸手市平須賀） 看護学科所在地の正式名称を「幸手北キャンパス」とした。 理学療法学科所在地の正式名称を「幸手南キャンパス」とした。

2. 本学の現況

・ 大学名

日本保健医療大学

・ 所在地

〒340-0113 埼玉県幸手市幸手 1961-2 (幸手北キャンパス)

〒340-0145 埼玉県幸手市平須賀 2-555 (幸手南キャンパス)

・ 学部構成

保健医療学部

看護学科 (幸手北キャンパス)

理学療法学科 (幸手南キャンパス)

・ 学生数、教員数、職員数

表Ⅱ-2-1 学生数 (令和7(2025)年5月1日現在)

(単位：人)

学科	入学定員	収容定員	現員数				
			1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	計
看護学科	80	380	38	49	31	75	193
理学療法学科	50	290	25	24	30	41	120
計	130	670	63	73	61	116	313

表Ⅱ-2-2 教員数 (令和7(2025)年5月1日現在) (単位：人)

職位	男性	女性	計
教授	7	7	14
准教授	4	4	8
講師	5	6	11
助教	3	0	3
助手	1	0	1
計	20	17	37

表Ⅱ-2-3 職員数 (令和5(2023)年5月1日現在)

(単位：人)

専任	非常勤	合計
21	1	22

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的

1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

- ①学内外への周知
- ②中期的な計画への反映
- ③三つのポリシーへの反映
- ④教育研究組織の構成との整合性
- ⑤変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①学内外への周知

大学の使命・目的及び教育目的は、学則【資料 1-1-1】、学生便覧【資料 1-1-2】、大学案内【資料 1-1-3】、本学ホームページ【資料 1-1-4】などを通じて、学生、教職員、役員、学外関係者（学生の保護者、入学希望者等）にも周知している。特に学生に対しては、入学時のオリエンテーションの他、あらゆる機会を通じてその周知を行っている。

②中期的な計画への反映

私立学校法第百四十八条第二項において「大臣所轄学校法人等は、事業に関する中期的な計画（第四項において「中期事業計画」という。）を作成しなければならない。」と規定されているところ、本法人においては、令和 6 年度末に「学校法人共済学院第二期中期計画」を策定した【資料 1-1-6】。この中期計画の中で、大学の使命・目的及び教育目的を明記しており、それらに基づき事業を進めていることを示している。

③三つのポリシーへの反映

大学の使命・目的及び教育目的は、下記の通り、本学が掲げる三つの方針に反映されていると評価できる。

【ディプロマ・ポリシー】

本学の使命・目的及び教育目的に基づいて学位授与方針（ディプロマポリシー）を定め、本学ホームページ【資料 1-1-5】、学生便覧【資料 1-1-2】等を通じて周知している。なお、本学の卒業要件については、学則第 28 条【資料 1-1-1】において規定している。

【カリキュラム・ポリシー】

本学の使命・目的及び教育目的に基づいて教育課程編成実施方針（カリキュラムポリシー）を定め、大学ホームページ【資料 1-1-5】、学生便覧【資料 1-1-2】等を通じて周知している。

【アドミッションポリシー】

本学の理念（使命・目的）及び教育目的に基づいて入学者受け入れの基本方針（アドミッションポリシー）を定め、本学ホームページ【資料 1-1-5】、学生便覧【資料 1-1-2】等を通じて周知している。なお、学生募集要項【資料 1-1-7】【資料 1-1-8】にも、本学が求める学生像を集約して明示している。

④教育研究組織の構成との整合性

本学の使命・目的及び教育目的を達成するため、保健医療学部には看護学科と理学療法学科を設けている。事務局総務課は教育研究組織の基盤として、両学科の教育研究活動を支えている（図 1-1-1 参照）。

【看護学科】

看護師、保健師等の養成を行っている。看護学科は、病院や診療所等の臨床現場で即実践的に役立つ看護の知識と技術の修得はもちろんのこと、看護専門職としての社会的責任を果たすと同時に、国民が健康な生活を送ることができるように人間の生活を中心とした看護の考え方を基に看護援助方法を学び、人々の健康増進、疾病予防、健康回復、苦痛の緩和、終末期ケアなどの場において広く活動できる有能な人材を育成する。これに必要な適切な人数の教員及び設備を確保して、看護学各専門分野に適した演習設備や研究環境を整えた教育研究活動を展開している。

【理学療法学科】

理学療法士の養成を行っている。同科では、特に基礎教育に重点を置いたカリキュラムを構成している。基礎科目、専門基礎科目、そして専門科目においても基礎・基本を重視した教育課程により、単なる専門家の育成ではなく、専門的知識を持った教養人の育成をめざしている。時代に沿った深い知識を養い、経験豊かな教員による現場主義の実習で、次世代の医療業界を担う人材を育成する。

⑤変化への対応

本学の使命・目的及び教育目的はこのような社会情勢に即したものとなっているが、後述する三つのポリシーについて継続的に見直し行うこととしており、教育目的の内容についても確認を行っている。これまでは結果的に教育目的について具体的な変更点は生じなかったが、より高度な保健医療福祉の専門職を育成すべく、引き続き、本学の使命・目的及び教育目的について見直しの機会を設ける。

日本保健医療大学

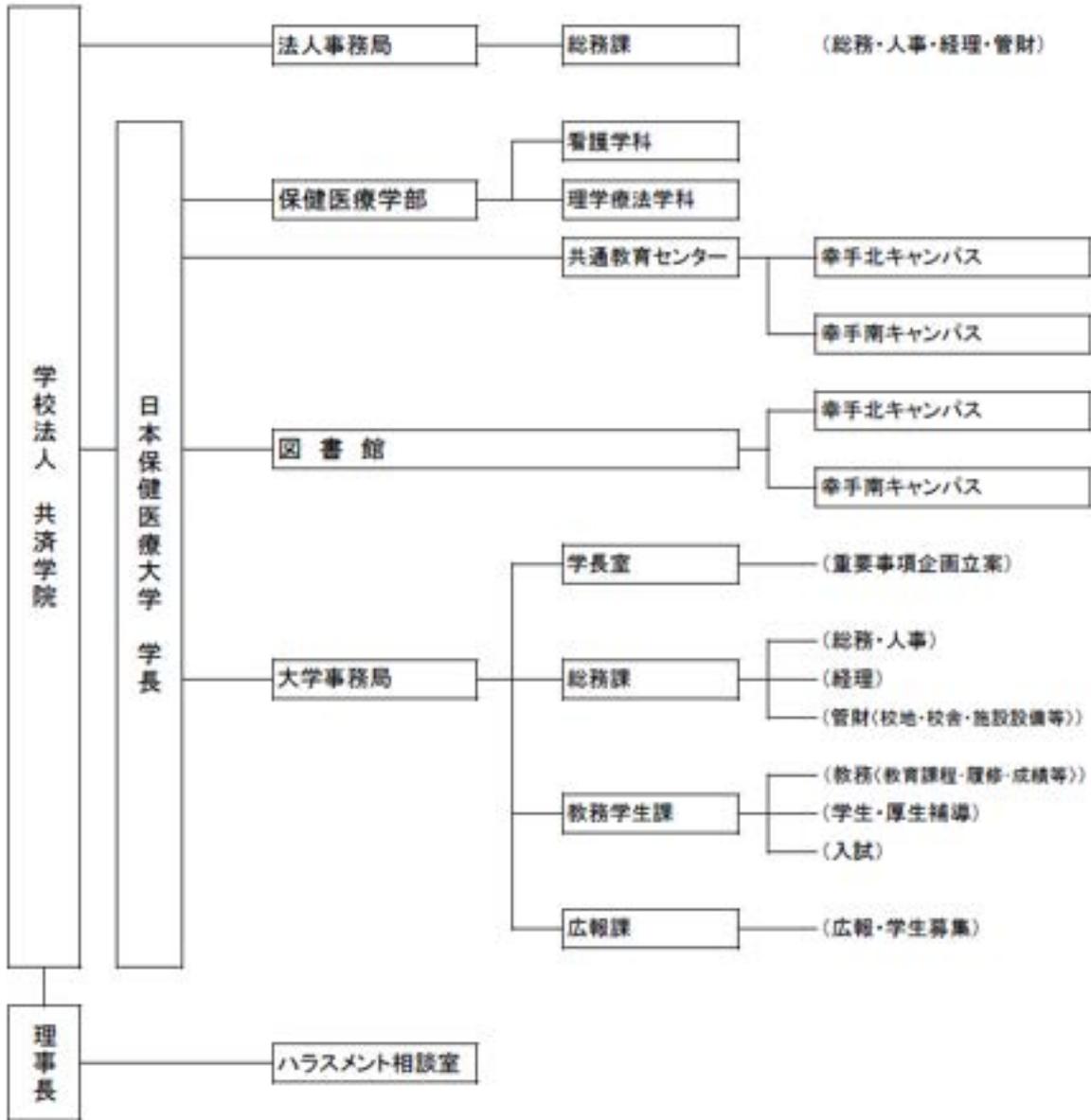


図 1-1-1 日本保健医療大学 令和 7 (2025) 年度 組織図

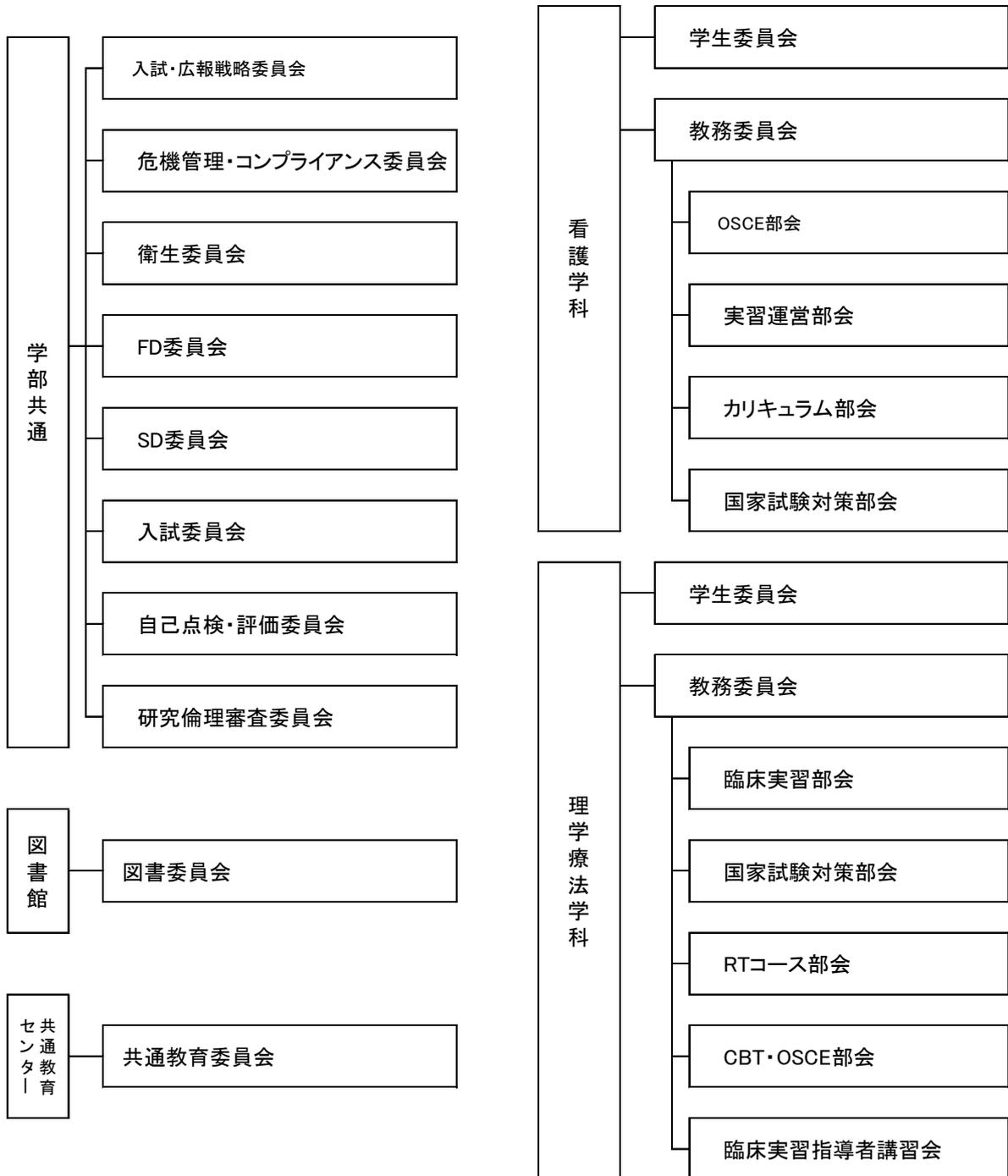


図 1-1-2 日本保健医療大学 令和 7(2025)年度 各種委員会構成図

【基準1の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学の使命・目的及び教育目的は、人間性、専門性、国際性、社会性を備え保健医療学の発展、地域社会の発展に貢献できる人材の育成である。これは、大学設置準備会の会長、副会長、各委員を中心にとりまとめられたものである。

本学の使命・目的及び教育目的は、教育の理念とともに、入学式、卒業式等において、理事長、学長から発信されている。本学の案内や学生便覧、本学ホームページ等にも掲載されている。

本学の使命・目的及び教育目的は学則等において明文化されており、役員、教職員をはじめとして、学外への周知も図られている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

令和5(2023)年度に受審した認証評価において、本学の使命・目的及び教育目的が掲載する媒体によって表現が異なっている部分が指摘されている。この指摘を受けて改善を行ったが、未だ統一されていない部分があるため、これを改善すべきである。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

本学の使命・目的及び教育目的が大学ホームページ上で明確に示されていないため、改善が必要である。

また、使命・目的及び教育目的本学の使命・目的及び教育目的について、掲載する媒体で表現を統一するよう関係部署に改めて周知を行い、その趣旨に誤解が生じないように配慮する。

基準 2. 内部質保証

2-1. 内部質保証の組織体制

①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

内部質保証に関する全学的な方針として「日本保健医療大学 内部質保証方針」【資料 2-1-1】を制定し、学内外に周知している【資料 2-1-2】。

内部質保証のための恒常的な組織体制は次の通りである。自己点検・評価委員会において自主的・自律的な自己点検・評価を実施する。学長室会議は同委員会を中心に行なった自己点検・評価の結果に基づいて、大学全体として学修成果の評価・検証を行い、改善方を保健医療学部教授会に提示する。次に、保健医療学部教授会は、学長室会議より提示された改善方策について検討を行う。学部長及び学科長は保健医療学部教授会の検討内容に基づいて具体的な改善方策等を策定し、これを管理運営委員会に諮る。管理運営委員会は、学部長及び学科長から提示された改善方策等を審議し、必要な施策の実行を承認する。理事会での審議が必要な事案については、適宜、理事会に諮ることとしている。

この組織体制及び審議の過程は、日本保健医療大学アセスメントプラン（令和 6 年 5 月 22 日制定）【資料 2-1-3】及びアセスメントポリシー（令和 5 年 4 月 1 日制定、令和 6 年 5 月 22 日追記）【資料 2-1-4】で明示しており、内部質保証のための責任体制が明確になっていると評価できる。

なお、令和 6(2024)年度においては、本学の経営について速やかに改善策を実行に移すべきとの観点から、総長（理事長兼学長）直轄の三つのプロジェクトチームを創設し、各課題への対応を行うという形で、内部質保証に取り組んだ。

○ 入学者増加プロジェクトチーム

【構成員】

総長（理事長兼学長）、担当理事、学部長兼理学療法学科長、学部長補佐、事務局長兼総務課長、教務学生課長、入試広報課長

※ 役職名は令和 6(2024)年度当時のもの

【主な議題】

定員変更、学生納付金見直し、編入制度、科目等履修生、聴講生等検討、オープンキャンパス改革)

【開催日程】

第 1 回：令和 6(2024)年 5 月 8 日（水曜日）

第 2 回：令和 6(2024)年 5 月 21 日（火曜日）

第 3 回：令和 6(2024)年 6 月 4 日（火曜日）

第 4 回：令和 6(2024)年 7 月 3 日（水曜日）

第 5 回：令和 6(2024)年 12 月 18 日（水曜日）

○ 国家試験対策プロジェクトチーム

【構成員】

総長（理事長兼学長）、担当理事、事務局長兼総務課長、教務学生課長、看護学科教員2名、理学療法学科教員2名

※ 役職名は令和6(2024)年度当時のもの

【主な議題】

国家試験合格率を高めるための教育体制、サポート体制

【開催日程】

第1回：令和6(2024)年5月8日（水曜日）

第2回：令和6(2024)年5月21日（火曜日）

第3回：令和6(2024)年6月19日（水曜日）

第4回：令和6(2024)年7月3日（水曜日）

○ 経費削減プロジェクトチーム

【構成員】

総長（理事長兼学長）、担当理事、学部長兼理学療法学科長、学部長補佐、事務局長兼総務課長、教務学生課長

※ 役職名は令和6(2024)年度当時のもの

【主な議題】

教職員の人件費削減、科目明細ごとの具体的な削減案、令和7(2025)年度予算編成

【開催日程】

第1回：令和6(2024)年6月4日（火曜日）

第2回：令和7(2025)年1月22日（水曜日）

2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価について、エビデンスに基づいた自己点検・評価を継続的に実施している【資料 2-2-1】。

令和5(2023)年度には公益財団法人日本高等教育評価機構による認証評価を受審している【資料 2-2-2】。

自己点検・評価及び認証評価の結果は、学内の教職員ポータルサイト【資料 2-2-3】、本学ホームページ【資料 2-2-4】及び学内説明会【資料 2-2-5】を通じて学内外に広く周知している。

②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学の現状把握のため、学生委員会や教務学生課を中心に、学生へのアンケート調査及び卒業生の進路調査など様々なデータ収集を行っており、教職協働でデータの分析を実施してきた。令和3(2021)年度より学長室を設置し、事務局組織規程【資料2-2-6】において、学長室の業務として「IR (Institutional Research) (大学の経営改善や学生支援、教育の質向上のため、学内データを収集・分析、改善施策の立案、施策の実行・検証等の活動) に関すること」を明文化している。

2-3. 内部質保証の機能性

①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしていない。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

学修環境に関して、本学では無線 LAN アクセスポイントの設置、増設、図書館（図書館学習室を含む）内のノートパソコン増設、情報処理室の OA フロア化、印刷機の増設等を行ってきた。学内の通信環境を拡充するため、学生からの要望に応じて学術情報ネットワーク（SINET）の専用接続回線を整備している。

一方で、学生の意見・要望をくみ上げるシステムとして学長室のメールアドレスが公開されているが、その取組が一時的に停止されている。このため、学生の意見・要望の分析結果を教育研究や大学運営の改善・向上に反映しているとは言えない。

②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

令和5(2023)年度に実施した自己点検・評価の結果について、本学が所在する地方自治体（幸手市）からの意見を聞いているが【資料2-3-1】、その分析結果を教育や大学運営の改善・向上に生かす努力をしているとは評価できない。

③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学は、設置認可申請書に基づき、教育研究、学生支援および管理運営等の大学運営全般の活動を「Plan（計画）」し、大学の教員や各事務部門の職員により「Do（実施・実行）」に移されてきた。また、その都度、関連の委員会で「Check（点検・評価）」し、「Action（処置・改善）」に繋げてきた。

令和4(2022)年度には内部質保証に関する全学的な方針【資料2-3-2】を策定し、三つのポリシーを起点とした内部質保証を行っている。また令和5(2023)年度には「日本保健医

療大学 学修成果の評価方針（アセスメントポリシー）」を制定し、大学（機関）レベル、学部・学科レベル（教育課程）レベル、科目ごと（科目）レベルの3段階で学修成果を把握し、評価・検証を行うこととしている。令和6(2024)年度には、アセスメントプラン【資料2-3-3】を制定し、それに合わせてアセスメントポリシー追記版【資料2-3-4】を定めた。

自己点検・評価の結果を活用して、理学療法学科において新コース（スポーツトレーナーコース）を新設する等、具体的な取組みを進めている【資料2-3-5】。

大学機関別認証評価の結果を踏まえた中長期的な計画に基づき、大学運営の改善・向上の取組みに着手している。令和5(2023)年度には学校法人共済学院第一期中期経営計画（2020-2024）の内容について中間振り返りを行い【資料2-3-6】、現状と今後対策すべき事項について確認を行った。

令和5(2023)年度に受審した認証評価の結果に基づいて、学校法人共済学院第二期中期計画【資料2-3-7】を策定し、令和7(2025)年度より同計画に基づいて大学経営を着実に進めることとしている。

【基準2の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

自己点検・評価はエビデンスに基づいて実施されており、評価結果は、教職員ポータル、大学ホームページ等を通じて学内外に周知が行われている。自己点検・評価については令和2(2020)年度、令和4(2022)年度、令和5(2023)年度に実施している。

平成28(2016)年度に受審した認証評価において指摘された「改善を要する点」については、自己点検・評価委員会での議論に基づいて、「医務室・学生相談室の設置」、「教授会における入試判定の実施」、「教養教育委員会（現在は共通教育センターとして運用）の設置」といった形で大学運営に生かされてきたと評価できる。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

各種委員会や教職員によってデータの収集・分析が行われていると言えるが、IR機能を持った部署として学長室の運用を本格化していく必要がある、この点は従前からの課題であると認識している。学生満足度調査の拡充等、IR機能を持った部署（学長室）を中心に、自己点検・評価の結果を活用する必要がある。また、監査部門が明確に設置されていないという課題がある。

また、理事長が学長を兼務する状況においては、管理運営委員会と学長室会議の役割を統合することによって、より効率的な運用ができるものと考えられる。

本学の各種委員会議事録は全教職員が閲覧可能な状態（全教職員がアクセス可能なサーバーに保存）にあり、その内容は今後の業務改善等に活用することとしている。

近隣の自治体（幸手市）からの意見について、十分な活用を行う必要がある。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

今回の自己点検・評価において今後の課題とした点については、学長室会議を中心に改善策を検討し、各種委員会、教授会、管理運営委員会、理事会に諮った上で着実に実行に移していく必要がある。

基準 3. 学生

3-1. 学生の受入れ

①アドミッション・ポリシーの策定と周知

②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしていない。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①アドミッション・ポリシーの策定と周知

本学は、教育目的である「自らの専門領域に係わる科学的知識・技術の修得を図るとともに、日本国民が健康な生活を過ごすことができるよう保健医療福祉の分野を充実・拡充し、安全で健やかな生活を築き上げるために必要な人材を育成することを目的とする」に基づき、開学時及び理学療法学科設置時にアドミッション・ポリシーを定めた。

令和 4(2022)年度においては、理学療法学科が完成年度を迎えたことと、近年の社会情勢の変化等に鑑み、教育目的及び三つのポリシーについて見直しを行った。教育目的については文言の変更はなかったが、アドミッション・ポリシーについては看護学科、理学療法学科共通のものとして、下記のように改訂した。

日本保健医療大学アドミッション・ポリシー 令和 5（2023）年 4 月 1 日改訂

日本保健医療大学が求める学生像

1. 日本保健医療大学の基本理念を十分に理解し、保健医療専門家として慈愛、正義、礼節、知識、誠実を身につけ、社会人としての責任態勢の確立に努力し、また中庸を道とし、民族、宗教、思想に捉われることなく、自由と平等の立場並びに一地球人として、我が物を独りせず、他の物を欲せず、自他共存共栄の社会の実現に貢献したいと考える人
2. これからの時代の健康、医療、福祉分野における科学技術の高度化、専門化に対応するための努力を継続できる人
3. 幅広い教養と広い視野を備えた豊かな人間性を養うため積極的に自らを磨いていける人
4. あらゆる人に対して自らの心を開き、協調性をもってコミュニケーションをとる人
5. 保健医療専門家としての使命を果たすため、利他の精神をもって病める人々に貢献し、権利の主張より義務の全うに努力できる人
6. 学業・社会貢献・技術・芸術・スポーツの分野で優れた活動実績を有し、さらに日本保健医療大学での学びを活かして将来それぞれの分野で活躍したいという意欲を持つ人
7. 今日迄周囲の人々に教え育てられたことに報いるため、卒業後は身に付けた学問を社会還元し、将来、母国および国際社会における健康、医療、福祉分野に貢献したいという強い意志を持つ人

改訂後のアドミッション・ポリシーは、従前通り、本学ホームページ上で公開し【資料 3-1-1】、学生募集要項【資料 3-1-2】【資料 3-1-3】にも掲載するなどして、高校生、保護者、高校教諭（進路指導担当）に対して周知を行っている。

その他、オープンキャンパスや進路説明会等においても本学の教育理念・目標と併せてアドミッション・ポリシーについて説明を行っており、その周知に努めている。

②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学では、表 3-1-1 に示す区分で入学者選抜試験を実施している。入試区分を多様化し、受験機会を増加させることによって、アドミッション・ポリシーに沿った多様で高い資質を持った学生を確保するよう努めている（表 3-1-2、表 3-1-3、表 3-1-4 参照）。

合否判定については、学則 8 条 5 項【資料 3-1-4】に基づき、教授会で審議の上、決定している。この合否判定に関する手続きについては、平成 28(2016)年度に受審した認証評価の際に改善を要する点として指摘を受けた点であるが【資料 3-1-5】、自己点検・評価委員会での議論に基づいて運用を改善したものであり、教授会において各教員から意見を述べる機会が担保されている。

合格発表については、合否結果を本人宛に郵送するとともに、本学ホームページにおいて受験者本人が結果を照会できるようにしている。

上記の取組みから、本学は入学者選抜等を公正かつ妥当な方法により適切な体制のもとに運用し、その検証を行っているとして評価できる。

③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

令和 6(2024)年度各入試区分別、各学科における募集人員及び入学者数は、表 3-1-5、表 3-1-6 のとおりである。看護学科、理学療法学科ともに、複数の入試区分から入学者を確保している。

直近 5 年間の入学者選抜状況は、表 3-1-7、表 3-1-8 に示す通りである。看護学科においては、令和 3 年(2021)度から入学者数が定員を下回っている状況が続いており、昨年度までの取組と合わせて速やかな改善が必要な状況である。理学療法学科においても、令和 3(2021)年度以降、学生の受入れ数は入学定員を下回っている状況が続いている。この結果、収容定員充足率も 0.5 を下回っている（表 3-1-9）。

不断の教学改善及び経営の改善に努めることとし、本学の学生募集活動について、より一層力を入れていくこととしている。

表 3-1-1 令和 6 (2024) 年度入学者選抜試験区分

総合型選抜	高大接続型
	課題解決型
	自己推薦型
	社会人特別
	帰国生徒特別
	留学生特別
学校推薦型	公募制
	指定校
一般選抜	1 科目選択型
	大学入学共通テスト利用型

表 3-1-2 令和 6 (2024) 年度入学者選抜試験（総合型選抜）実施日程

試験日程	入試区分
令和 6 (2024) 年 9 月 22 日 (日)	高大接続型 (専願)
令和 6 (2024) 年 10 月 27 日 (日)	自己推薦型・社会人特別・帰国生徒特別・留学生特別
令和 6 (2024) 年 11 月 10 日 (日)	自己推薦型・社会人特別・帰国生徒特別・留学生特別
令和 6 (2024) 年 11 月 24 日 (日)	自己推薦型・社会人特別・帰国生徒特別・留学生特別
令和 6 (2024) 年 12 月 15 日 (日)	自己推薦型・社会人特別・帰国生徒特別・留学生特別
令和 7 (2025) 年 1 月 13 日 (月)	自己推薦型・社会人特別・帰国生徒特別・留学生特別
令和 7 (2025) 年 2 月 24 日 (月)	課題解決型 (専願)
令和 7 (2025) 年 3 月 16 日 (日)	課題解決型 (専願)

表 3-1-3 令和 5 (2023) 年度入学者選抜試験（学校推薦型）実施日程

試験日程	入試区分
令和 6 (2024) 年 11 月 10 日 (日)	指定校・公募制 (専願)
令和 6 (2024) 年 11 月 24 日 (日)	指定校・公募制 (専願)
令和 6 (2024) 年 12 月 15 日 (日)	指定校・公募制 (専願)
令和 7 (2025) 年 1 月 13 日 (月)	指定校・公募制 (専願)

表 3-1-4 令和 6 (2024) 年度入学者選抜試験（一般選抜）実施日程

試験日程	入試区分
令和 7 (2025) 年 1 月 26 日 (日)	1 科目選択型
令和 7 (2025) 年 2 月 4 日 (火)	1 科目選択型
令和 7 (2025) 年 2 月 24 日 (月)	1 科目選択型
令和 7 (2025) 年 3 月 16 日 (日)	1 科目選択型
独自試験実施せず	大学入学共通テスト利用型 (第 1 回)
独自試験実施せず	大学入学共通テスト利用型 (第 2 回)
独自試験実施せず	大学入学共通テスト利用型 (第 3 回)

表 3-1-5 令和 6(2024)年度入試区分別入学者数【看護学科】

入試区分		志願者数	入学者数
総合型選抜	高大接続型	6	5
	課題解決型	0	0
	自己推薦型	16	4
	社会人特別	0	0
	帰国生徒特別	0	0
	留学生特別	0	0
学校推薦型	公募制	0	0
	指定校	16	16
一般選抜	1科目選択型	16	8
	大学入学共通テスト利用型	7	1
合計		61	34

表 3-1-6 令和 6(2024)年度入試区分別入学者数【理学療法学科】

入試区分		志願者数	入学者数
総合型選抜	高大接続型	6	6
	課題解決型	0	0
	自己推薦型	6	3
	社会人特別	0	0
	帰国生徒特別	2	0
	留学生特別	1	0
学校推薦型	公募制	2	2
	指定校	12	12
一般選抜	1科目選択型	7	1
	大学入学共通テスト利用型	11	1
合計		47	25

表 3-1-7 直近 5 年間の入学者選抜状況【看護学科】

	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)
入学定員	100	100	100	100	80
志願者数	172	193	102	86	61
入学者数	73	81	41	48	38
入学定員比率	73.0 %	81.0 %	41.0 %	48.0 %	47.5 %

表 3-1-8 直近 5 年間の入学者選抜状況【理学療法学科】

	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)
入学定員	80	80	80	80	50
志願者数	122	88	56	57	32
入学者数	58	38	28	26	25
入学定員比率	72.5 %	47.5 %	35.0 %	32.5 %	50 %

表 3-1-9 収容定員充足状況（令和 7(2025)年 5 月 1 日現在）

	収容定員	在籍者数	収容定員充足率
看護学科	380	193	50.7 %
理学療法学科	290	120	41.4 %
合計	670	313	46.7 %

3-2. 学修支援

①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

学生への学修支援について、各種委員会での議論に基づいて下記の様々な取り組みを行っている。委員会は教員と職員で構成されており、教職協働による体制を構築している（11ページ、図 1-1-2 参照）。

ア 授業計画（講義要綱・シラバス）

講義要綱・シラバスについては、教務委員会を中心に掲載内容の見直しを継続的に行っている。各科目に「授業の目的と目標、授業の到達目標、特に関連する科目、授業の具体的な進め方、授業計画、成績評価方法・基準、授業外における学習（予習・復習）、教科書・参考文献等、連絡先・オフィスアワー」を掲載している【資料 3-2-1】【資料 3-2-2】。「授業計画」については、学生が自己学習しやすいように、授業概要が理解できる説明を記述するよう配慮している。また、シラバスに記載される内容について教員間で生じる差異を最小限にすべく、執筆ガイドライン【資料 3-2-3】を作成している。

イ オリエンテーション

大学生活への円滑な移行を支援するため、入学式後 3 日間、新入生オリエンテーションを実施している。学生生活全般、図書館、情報処理室などの学習支援施設、大学の授業の仕組み、履修登録など学修に関わる基本事項、健康管理（健康診断、予防接種等）、生活安全などに関わる事項など、学修及び学生生活に必要な情報を提供している。また、担任教員と学生グループとのミーティングを実施し、担任教員が学修上および生活上の相談窓口となることを説明している。

在学生に対しても、各年度開始時にオリエンテーションを実施し、履修登録や学生生活の在り方等について説明を行っている。新入生オリエンテーションと同様に、担任教員とのミーティングも実施している。

オリエンテーションの機会を活用し、教務委員会実習運営部会の構成員から臨地実習について説明を行っている。初回のオリエンテーションの後も臨地実習共通要項を使用し、実習について学生に詳細な説明を行っている。

ウ 担任教員による学修支援

看護学科では、担任制度を採用しており、該当する教員は、学生の相談窓口となることに加え、以下の学修支援も行っている。

- 授業科目の履修登録に関する相談、助言
- 履修状況に関する指導、助言

- 資格取得に関する指導、助言
- 進路、就職に関する相談
- 休学、復学、退学の相談
- その他学修に関すること

理学療法学科においても、学年担当として各学年に複数名の教員を配置している。

エ アドバイザリー制度

理学療法学科では、開設当初よりアドバイザリー制度を導入している。アドバイザーは各学年から数人ずつの学生を受け持ち、学年横断的に指導にあたっている。

オ 学生の学力向上への支援

学生の学習への動機づけ、基礎知識の向上、学生間の連帯感、仲間づくり、コミュニケーション能力の向上を目的とした導入教育として「基礎ゼミ」を1年次の必修科目としている。また、定期試験等で成績不良と判断された学生に対しては、補習（補充）授業を行うこととしている。共通教育センター及び共通教育委員会における協議に基づき、学修支援センターを設け、リメディアル教育を担当する教員を配置している。同センターでは、学生が学修に関する相談ができる他、学生が大学での学修を円滑に進めることができるように学生相談の役割も担っている。このような取組みを通じて学生の学力向上への支援を拡充していると評価できる。

②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

ア 障がいのある学生への配慮

障がいのある学生への配慮として、担任教員及びアドバイザーが心身に障がいを持つ学生に対する修学上の支援を行っている【資料 3-2-4】【資料 3-2-5】。また医務室・学生相談室に相談員を配置し、同室の相談員も心身に障がいを持つ学生への支援を行っている。

イ オフィスアワー制度

学生からの授業等に関する質問や勉強の方法、就職や将来の進路について個人的な相談を受けるために、教員が研究室で待機する時間（オフィスアワー）を設けている。各教員のオフィスアワーは、前述のとおりシラバスに記載しており、学生に周知徹底している。

教員が実習指導等で大学不在の期間については、講義要綱・シラバスに記載したオフィスアワー以外の日時にも対応している。

ウ 教員の教育活動支援

本学には大学院が設置されていないため TA は配置していないが、適宜、非常勤助手等を雇用し、教員の教育活動支援に充てている。

エ 休学者、退学者への指導

休学又は退学を検討している学生に対しては、届出が提出される前に、担任教員又は学

科長が個別面談（学生の保護者同伴）を行い、状況の確認を行っている。留年生に対しても、担任教員又は学科長が個別面談を行い、修学上の助言を行う等、指導を行っている。

3-3. キャリア支援

①教育課程におけるキャリア教育の実施

②キャリア支援体制の整備

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①教育課程におけるキャリア教育の実施

学生の多くは、看護師、保健師、理学療法士として医療施設等に就職することを希望している。本学では、1年次から4年次まで教育課程内外を通じて、社会的・職業的自立に関する支援体制を整備している。例えば、理学療法学科においては、1学年科目「ソーシャルスキル入門Ⅰ」においてキャリアデザインの講義を取り入れている。

看護学科の授業は看護師、保健師の資格を取得することに直結しており、理学療法学科の授業は理学療法士の資格取得に必須のものである。特に各学年で実施している実習は、実習施設の職員から直接指導を受けるものであって、医療従事者としての職業的自立に深く関わるものである。

学年ごとの実習科目は表 3-3-1、表 3-3-2 に示すとおりである。

②キャリア支援体制の整備

両キャンパスに設置されている就職支援室には、全国の医療施設等から送付された職員募集、インターンシップ募集の案内を掲示しており、学生への周知を図っている。同室には学生用のノートパソコンを設置しており、求人情報等を検索できるようにしている。

学生のキャリア支援として、学生委員会における協議に基づいて、外部講師を招いて就職セミナー等を定期的実施している。

令和 6(2024)年度の実施例として、看護学科の取組を表 3-3-3 及び表 3-3-4 に示す。



図 3-3-1 令和 6(2024)年度 理学療法学科 就職説明会の様子

表 3-3-1 令和 6 (2024) 年度実習の概要【看護学科】

科目の名称	配当年次	時間数	単位
基礎看護学実習 I	1 後	45	1 (必修)
基礎看護学実習 II	2 前	90	2 (必修)
地在・宅看護論実習	3 後	90	2 (必修)
成人看護学実習	3 後	180	4 (必修)
老年看護学実習	3 後	135	3 (必修)
小児看護学実習	3 後	90	2 (必修)
母性看護学実習	3 後	90	2 (必修)
精神看護学実習	3 後	90	2 (必修)
公衆衛生看護学実習	4 前	225	5 (選択)
看護統合実習 I	1 後	45	1 (必修)
看護統合実習 II	2 後	45	1 (必修)
看護統合実習 III	3 後	45	1 (必修)
看護統合実習 II	4 前	90	2 (必修)

表 3-3-2 令和 6 (2024) 年度実習の概要【理学療法学科】

科目の名称	配当年次	時間数	単位
解剖学実習	2 前	45	1 (必修)
生理学実習	2 後	45	1 (必修)
運動学実習	2 前	45	1 (必修)
検査・測定実習	2 後	80	2 (必修)
評価実習	3 後	160	4 (必修)
総合臨床実習 I	4 前	280	7 (必修)
地域理学療法学実習	4 前	40	1 (必修)
総合臨床実習 II	4 前	240	6 (必修)

表 3-3-3 就職講座等開催一覧【看護学科】

開催日時	場所	開催講座	内容	参加人数
6月7日(金) 15:00~	講義室3	マイナビ	【3年生対象】 夏までにやるべきこと (合同説明会・見学会について)	18名
7月19日(金) 13:30~	講義室3	マイナビ	【3年生対象】 病院研究から選考への準備について (履歴書対策講座あり)	7名
12月6日(金) 16:10~	講義室4	ナース専科 就職	【3年生対象】病院研究講座 自己分析、自分に合った 病院・病棟選び * 講座内容をアーカイブ配信	40名
1月24日(金) 2年生:3限後 1年生:4限後	講義室2 講義室3	看護 roo! 就活	【1・2年生対象】 看護 roo! 就活 合同説明会参加促進	記録なし
3月10日(月) 13:30~	講義室4	マイナビ	【3年生対象】 小論文対策講座	記録なし

表 3-3-4 就職案内 クラスルーム配信一覧【看護学科】

配信日	対象学年	内容
6月20日(木)	3年生	ナース専科就職 合同説明会案内
6月27日(木)	2、3年生	公立(私立・県立)病院受験に際しての注意 (採用試験の時期が早まっている周知)
9月9日(月)	2、3年生	ナース専科就職 オンライン講座
9月23日(月)	2、3年生	ナース専科就職 オンライン講座
10月1日(火)	1~3年生	文化放送ナースナビ 大学病院オンライン説明会
10月1日(火)	2、3年生	看護 roo! 国試アプリの紹介
10月23日(水)	2、3年生	ナース専科就職 無料オンライン就活ゼミ
11月8日(金)	1~3年生	看護 roo! 合同説明会案内
11月25日(月)	2、3年生	ナース専科就職 インターンシップ (場所:三郷中央総合病院)
11月26日(火)	3年生	ナース専科就職 合同説明会案内
1月10日(金)	1~3年生	文化放送ナースナビ 合同説明会案内
1月23日(木)	1、2年生	看護 roo! 就活 合同説明会案内
1月24日(金)	1、2年生	看護 roo! 就活 チラシ配布、合同説明会案内
1月30日(金)	1~3年生	文化放送ナースナビ 合同説明会案内
2月7日(金)	1~3年生	マイナビ 合同説明会案内
2月18日(火)	1~3年生	マイナビ 就職セミナーイベント案内
2月20日(月)	1、2年生	3年生対象 マイナビ『小論文対策講座』参加案内

3-4. 学生サービス

① 学生生活の安定のための支援

(1) 3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

ア 医務室・学生相談室

基準項目 3-2 に記載の「担任教員制度」、「オフィスアワー制度」の整備に加えて、両キャンパスに「医務室・学生相談室」を設置し（図 3-4-1）、相談員を配置している。当該相談員は、学生の大学生活全般に関する相談に対応している。これは平成 28(2016)年度に受審した認証評価の際に、改善を要する点として指摘されたことについての対応である【資料 3-4-1】【資料 3-4-2】。

同室では学生の話聴き、必要があれば、校医や他医療機関と連携の上、外部の診療機関（心療内科等）の受診を案内している。また、毎年 4 月に実施している健康診断の結果に基づいて学生に必要な支援方法を検討し、面談等を通じて学生に生活上の助言を行っている。医務室・学生相談室の運用にあたっては専用ホームページ【資料 3-4-3】を開設し、開室時間等を案内している。なお、令和 6(2024)年度中に医務室・学生相談室に寄せられた相談件数は表 3-4-1 に示す通りである。



図 3-4-1 医務室・学生相談室の写真（左：幸手北キャンパス、右：幸手南キャンパス）

表 3-4-1 医務室・学生相談室に寄せられた相談件数（両学科合計）

年	令和 6(2024)年										令和 7(2025)年		
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
心理 相談	8	32	26	20	3	11	17	24	23	25	12	1	
健康 相談	3	49	17	39	5	37	26	19	5	1	1	0	

イ 奨学金制度

本学は、学費を必要とする学生は奨学金を受け、勉強やクラブ活動に励むことを推奨している。受験案内の段階から奨学金制度について説明を行い、入学後も適切にサポートが行われるようサポートを行っている。令和 6(2024)年度における奨学金受給状況は表 3-4-2 に示す通りである。

また、経済的困難を理由により大学進学を諦めている学生に対する門戸を広げる観点から、令和 5(2023)年 4 月入学生を対象として特待生制度の運用を開始した(表 3-4-3 参照)

【資料 3-4-4】。入学者選抜試験の結果に基づいて、特待生 S は入学金、授業料全額免除、特待生 A は入学金全額、授業半額免除、特待生 B は入学金免除としている。特待生 S 及び A については継続条件を満たせば 4 年間適用可能としている。

ウ サークル活動の支援

本学は、学生のサークル活動を教育の一環として位置付けている。学生は自身の自由な選択と、自主的な判断により、サークル活動に参加している。この活動を通じて、人間関係やリーダーシップ等を学んでいくことができ、豊かな人間性を養うことができると考えている。コロナ禍において多くの学生団体が活動を休止していたが、令和 5(2023)年度より改めて大学への登録制度【資料 3-4-5】を運用し、教員が各団体の部長(顧問)となり指導を行うこととしている。

エ 桜祭(学院祭)の開催支援

学生の自主的な活動促進と、地域との交流を深めるため、毎年 5 月に桜祭(学院祭)を開催している【資料 3-4-6】。開催までの準備及び手続きについては、学生を中心に進めており、必要に応じて教職員も助言を行っている。また桜祭開催に係る経費については、大学から支援を行っている。

オ スクールバスの運行

公共交通機関(路線バス)の大学経由ルート便が廃止になったことに伴い、令和 4(2022)年 4 月より大学の最寄り駅(東武日光線幸手駅・杉戸高野台駅)からキャンパスまでの区間及び幸手北キャンパス・幸手南キャンパス間の区間について、朝日自動車株式会社と契約の上、スクールバスの運行を開始した。

2 年間のスクールバス運行状況を調査し、令和 7(2025)年 4 月にダイヤ改正を行った【資料 3-4-7】。JR 久喜駅を始発とすることによって、これまでスクールバスを利用することができなかった学生も乗車することが可能となった。また、学生からの意見を反映し、令和 7(2025)年 8 月 1 日付で、再度ダイヤ改正を行ったところである【資料 3-4-8】。

カ 学生食堂の設置

学生の健康維持の一環として、幸手北キャンパス(看護学科)に学生食堂を設置し、令和 5(2023)年 4 月 7 日より営業を行っている(図 3-4-2 参照)。

幸手南キャンパス内においても学生の飲食スペースを設け、自動販売機、冷水機等を整備している。(図 3-4-3 参照)

表 3-4-2 令和 7(2025)年度奨学金受給状況 (令和 7 年 5 月時点)

奨学金の種類		受給人数
日本学生 支援機構	給付型	30 名
	第一種 (無利子)	42 名
	第二種 (利子付)	75 名

表 3-4-3 特待生制度の概要

名称	(対象) 令和 7 年入学生	内容	継続条件
特待生 S	看護学科 1 名 理学療法学科 1 名	入学金学免除 授業料全額免除	<ul style="list-style-type: none"> 各学年 GPA 上位 10% 以内 退学、休学、除籍及び懲戒に該当しないこと
特待生 A	看護学科 12 名 理学療法学科 3 名	入学金全額 授業半額免除	<ul style="list-style-type: none"> 各学年 GPA 上位 20% 以内 退学、休学、除籍及び懲戒に該当しないこと
特待生 B	看護学科 4 名 理学療法学科 1 名	入学金全学免除	<ul style="list-style-type: none"> 入学金が減免の対象であるため、継続条件はない



図 3-4-2 幸手北キャンパス 学生食堂

引用元：岩崎工業株式会社 HP (<https://www.iwasaki-wing.co.jp/works/post-1314/>)



図 3-4-3 幸手南キャンパス 飲食スペース

3-5. 学修環境の整備

①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

②図書館の有効活用

③施設・設備の安全性・利便性

(1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

看護学科（幸手北キャンパス）の校舎は3階建てとなっており、講義室、看護演習室、研究室のほか理事長室、学長室、研究室、医務室・学生相談室、事務室等が整備されている。講義室は、大講義室4室、中講義室2室、小講義室2室が設置されている。体育館は、体育の授業、サークル活動、看護白衣式等に利用されている（図3-5-1、表3-5-1参照）。

理学療法学科（幸手南キャンパス）の校舎は5階建部分と4階建て部分からなり、講義室、実習室、研究室のほか、理事長室、学長室、研究室、医務室・学生相談室、事務室等が整備されている。講義室は、大講義室3室、中講義室4室、小講義室4室、ゼミ室7室が設置されている。体育館では、幸手北キャンパスと同様に、体育の授業や学生のサークル活動、学校行事等が行われている（図3-5-2、表3-5-2参照）。

両キャンパスの設備管理業務、清掃管理業務は外部業者に委託の上、定期的に点検及び清掃を実施している。具体的な業務の内容は表3-5-3に示すとおりである。



図3-5-1 幸手北キャンパス 基礎看護演習室（左） 母性・小児看護学演習室（右）



図3-5-2 幸手南キャンパス 運動解析実習室（左） 運動療法実習室（右）

②図書館の有効活用

【看護学科（幸手北キャンパス）】

幸手北キャンパスには、演習室が5室（基礎看護演習室、成人・老年看護学演習室、母性・小児看護学演習室、小児看護演習室、在宅・地域・精神看護学演習室）整備されている。演習準備室3室、大型器具室1室、教材室1室、教授、准教授、講師及び助教の研究室32室、助手控室1室、非常勤講師控室1室も整備されている。

図書館の面積は349㎡であり、閲覧座席数は81席（図書館学習室を含む）が用意されている。書架部分は23,000冊が収納可能で、十分な蔵書が確保できる構造となっている。平日及び土曜日は9:00から20:00、日曜日は9:00から17:00まで自由に利用できる。なお、図書館で管理されている資料は表2-5-4のとおりである。図書館利用教育にも力を入れており、1年生開講科目「基礎ゼミ」、及び4年生開講科目「看護研究」のそれぞれ1コマを使って授業を実施している【資料3-5-1】。

【理学療法学科（幸手南キャンパス）】

幸手南キャンパスには、実習室が7室（基礎医学実習室、運動学実習室、運動解析実習室、運動療法実習室、日常生活活動実習室、物理療法実習室、水治療法実習室）設置されている。教授、准教授、講師及び助教の研究室13室（うち1室は共同研究室）、大会議室1室、小会議室2室、非常勤講師控室1室も整備されている。

南キャンパス図書館（「日本保健医療大学図書館規程」第5条第2項【資料3-5-2】に基づいて、以下「メディアセンター」という。）の面積は363㎡であり、閲覧座席数は36席（センター学習室を含む）が用意されている。平日及び土曜日は9:00から20:00、日曜日は9:00から17:00まで自由に利用できる。なお、メディアセンターで管理されている資料は次のとおりである。北キャンパス同様、図書館利用教育にも力を入れており、1年生開講科目「基礎ゼミ」の1コマを使って授業を実施している【資料3-5-3】。

幸手南キャンパスの情報処理室には48台のパソコンが整備されており、情報処理等の授業が行われている。授業のない時間帯には、学生が自習やレポート作成等に利用することが可能である。月曜日から金曜日の9:00から20:00まで開室している。情報処理室のほか、学生が利用できるパソコンはメディアセンターに6台（センター学習室を含む）、就職支援室に2台設置されている。学内には無線LANが整備されており、パソコンやスマートフォン等でメールの送受信や情報検索が可能となっている。

③施設・設備の安全性・利便性

両キャンパスの校舎の学生用入口には傾斜路（スロープ）を設置している。学内には車椅子対応のエレベーターが整備しており、車椅子を利用する学生・来校者がいたとしても学内の全ての講義室、研究室、事務室へ移動することができる。

大学内には車椅子利用者向けに多目的トイレも整備しており、駐車場には、車椅子利用者専用の駐車スペースを設けている。

表 3-5-1 幸手北キャンパスの校地・校舎面積

校地	区分	専用	共用	計
	校地敷地	9,415 m ²	0 m ²	9,415 m ²
	運動場用地	10,614 m ²	0 m ²	10,614 m ²
	その他	280 m ²	0 m ²	280 m ²
	合計	20,309 m ²	0 m ²	20,309 m ²

校舎等	区分	専用	共用	計
	校舎	4,875 m ²	0 m ²	4,875 m ²
	図書館	349 m ²	0 m ²	349 m ²
	体育館・他	1,044 m ²	0 m ²	1,044 m ²
	合計	6,268 m ²	0 m ²	6,268 m ²

表 3-5-2 幸手南キャンパスの校地・校舎面積

校地	区分	専用	共用	計
	校地敷地	19,227 m ²	0 m ²	19,227 m ²
	運動場用地	30,963 m ²	0 m ²	30,963 m ²
	その他	0 m ²	0 m ²	0 m ²
	合計	50,190 m ²	0 m ²	50,190 m ²

校舎等	区分	専用	共用	計
	校舎	8,516 m ²	0 m ²	8,516 m ²
	図書館	363 m ²	0 m ²	363 m ²
	体育館・他	2,696 m ²	0 m ²	2,696 m ²
	合計	11,575 m ²	0 m ²	11,575 m ²

表 3-5-3 設備管理業務、清掃管理業務の内容

業務区分	具体的内容
a. 設備管理業務	電気設備定期点検、電気設備保守（蛍光管交換、照明設備等）、消防設備定期点検、貯水槽内部清掃、給湯設備定期点検、飲料水水質検査、空調機保守・定期点検等
b. 清掃管理業務 日常清掃作業	校舎（教室、事務室等）及び大学敷地内の清掃、除草、排水溝清掃
c. 清掃管理業務 定期清掃作業	タイルカーペット・タイル・ガラス類清掃、汚水槽清掃、害虫予防駆除

表 3-5-4 図書館における資料の管理状況【看護学科（幸手北キャンパス）】

(令和7年5月1日時点)

図書	雑誌	視聴覚資料
24741 冊 (内、外国図書 1311 冊)	和雑誌：331 種 洋雑誌：21 種 アグリゲータ系電子ジャーナル：0 種 (和分：南キャンパスと共用)	389 点

表 3-5-5 メディアセンターにおける資料の管理状況【理学療法学科（幸手南キャンパス）】

(令和5年5月1日時点)

図書	雑誌	視聴覚資料
10616 冊 (内、外国図書 1321 冊)	和雑誌：153 種 洋雑誌：12 種 アグリゲータ系電子ジャーナル：0 種 (和分：北キャンパスと共用)	195 点

【基準3の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学は教育目的に基づき、アドミッション・ポリシーを定め、大学ホームページや学生募集要項等を通じて周知を行っている。アドミッション・ポリシーに基づいて、適切な体制のもと入学者選抜を行なっている。

学生への学修支援については、学生委員会および教務委員会での議論を通じて、方針・計画を策定している。委員会は教員と事務局職員で構成されており、教職協働の体制が整備されていると言える。オフィスアワー制度や担任制度等が適切に運用されており、学修支援の充実が図られていると評価することができる。

オフィスアワー制度、担任制度及びアドバイザー制度はキャリア支援としても機能しており、学生が看護師・保健師・理学療法士になるという目標を後押ししているという評価ができる。その他にも、就職支援室を整備・運用するなど、学生のキャリア支援の体制が整備されていると言える。

特待生制度の充実、サークル活動の支援、医務室・学生相談室の運用によって、学生の大学生活安定のための支援を行っているという評価ができる。学修環境については十分な整備を行っているという評価ができる。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

令和5(2023)年度に受審した大学機関別認証評価において、アドミッション・ポリシーを学科ごとに策定すべきとの指摘を受けているところである。この点について学内で十分な審議が行われていない。

入試問題の作成は一部を外部に委託しているが、問題の難易度や適格性について学内で十分に検討した上で、試験に供している。一方で、入試問題全体の学内での作成に向けた検討が必ずしも十分とは言えない。

学生からの意見をくみ上げるシステムについて、令和6(2024)年度からは十分に機能しているとは言えない。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

学科ごとのアドミッション・ポリシー制定について、改めて学内で審議する。令和8(2026)年4月入学の学生募集は既に開始されているため、令和9(2027)年4月入学の受験生に向けて適切な時期に新しいアドミッション・ポリシーを示せるよう手続きを行う。

入試問題の学内での作成に向けて、引き続き、入試委員会で審議を行う。

学生からの意見をくみ上げるシステムとして、学長室のメールアドレスを改めて学生に周知し、学生支援策の改善に努めることとする。

保健医療学部の収容定員充足率が0.5を下回っている状況であるから、不断の教学改善及び経営の改善に努めることとし、本学の学生募集活動について、より一層力を入れる。

基準 4. 教育課程

4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学は、「自らの専門領域に係わる科学的知識・技術の修得を図るとともに、日本国民が健康な生活を過ごすことができるよう保健医療福祉の分野を充実・拡充し、安全で健やかな生活を築きあげるために必要な人材を育成することを目的とする」という教育目的に基づき、開学時にディプロマ・ポリシーを定めた。令和 4(2022)年度には、理学療法学科が完成年度を迎えたことと、近年の社会情勢の変化等に鑑み、教育目的及び三つのポリシーについて見直しを行った。ディプロマ・ポリシーについては、看護学科、理学療法学科それぞれ次ページの通り定めている。このディプロマ・ポリシーは、本学ホームページで公表するとともに【資料 4-1-1】、学生及び教職員等に配布する学生便覧【資料 4-1-2】に掲載し、周知している。

②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

単位認定については、「授業科目履修の認定は、別に定める試験その他の方法によって行い、これに合格した者には、単位を与える。」(学則 24 条)と規定しており【資料 4-1-3】、履修規程第 5 条第 1 項【資料 4-1-4】に基づき、試験は定期試験、追試験、再試験の 3 種類としている。これまで運用していた「単位認定試験」については、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーから適切な制度とは言えないことから、廃止とした。進級基準については履修規程第 16 条【資料 4-1-4】に規定し、別表に先修条件のある授業科目を明記している。卒業認定基準は、学則第 28 条において卒業要件として定めている【資料 4-1-3】。各学科の卒業要件のうち、学則第 28 条第 2 項に定める科目は表 4-1-1、表 4-1-2 に示すとおりである。これらの情報は、学生便覧【資料 4-1-2】に明示し、オリエンテーションなどの機会を通じて学生に周知している。

成績評価基準、評価方法の詳細は、シラバスに明記しており、授業初回のガイダンスで学生に説明を行っている。このシラバスに記載された内容を参考とすることによって、当該科目を履修する学生は予習、復習に取り組みやすくなっている。

本学では、履修規程第 13 条【資料 4-1-4】に基づいて学生の成績評価に GPA 制度を導入している。学生の成績を数値化し、これを担任制度又はアドバイザー制度と関連させることにより、学修成果を高めるよう工夫している（成績によるグループ分け等）。

日本保健医療大学 ディプロマ・ポリシー

【看護学科】令和5(2023)年4月1日改訂

- 1 保健医療専門家としての高い教養と豊かな人間性を身につけている。
- 2 年齢や性別、国籍など個人の多様性のみならず、様々な集団や社会の文化的多様性を理解し尊重できる。
- 3 様々な発達段階や健康段階にある人々へ対応するための専門的知識を持ち、科学的根拠に基づいて創造的な看護実践ができる。
- 4 保健医療専門家としての倫理観を基盤にチーム医療を担う一員として、協働的関係を築ける。
- 5 地域社会の健康課題やニーズを捉え、自主的に地域活動に参加する姿勢を身につけている。
- 6 外国語や他国の保健医療事情などの学修を通じ、他文化の理解と国際的な視野に立ち、保健医療を含めた国際貢献について考えることができる。
- 7 看護の探求と看護学の発展に寄与するために生涯学び続ける姿勢を身につけている。

【理学療法学科】平成29(2017)年4月1日制定

(1) 認知領域（知識・思考・判断）

- 1 保健医療専門職として相応しい知識と深い教養を身につけている。
- 2 外国語や他国の保健医療事情などの学習を通じ、他文化の理解と国際的な視野に立ち、保健医療について考察できる。
- 3 多様な情報を適切に分析し、合理的な思考ができる。
- 4 必要な問題解決方法を理解している。

(2) 精神運動領域（技術・行動・表現）

- 1 保健医療領域の諸課題を見出し、科学的考察による的確な判断と専門職として相応しい対応ができる。
- 2 確実な基本的技術を提供する能力と、漸次高度化する専門分野の先進技術を学ぶ姿勢を持っている。
- 3 患者様、その家族、そして専門家集団の中で適切なコミュニケーション、さらには外国語による基本的な会話などを通して国際的なコミュニケーションが行える能力を身につけている。

(3) 情意領域（関心・意欲・態度）

- 1 生涯にわたり専門分野を探究し、発展に寄与する意欲を持っている。
- 2 理学療法士の使命・責任と守るべき義務を理解し、誇りを持った行動ができる。
- 3 人と社会に深い関心を持ち、人権を尊重し、高い倫理観を維持できる。

表 4-1-1① 2021 年度以前の入学生 看護学科の卒業要件

区 分		科目数・単位数		卒業要件
基礎系科目	外国語	6 科目	9 単位	必修 19 単位 うち選択必修 2 単位以上
	人間と文化	17 科目	22 単位	
専門基礎系科目	健康と社会	20 科目	29 単位	必修 26 単位
看護学専門科目	看護学の基本	9 科目	15 単位	必修 84 単位
	看護方法論	21 科目	38 単位	
	看護の実践	9 科目	26 単位	
	看護学の統合と演習	10 科目	15 単位	
合 計		92 科目	154 単位	129 単位以上

表 4-1-1② 2022 年度以降の入学生 看護学科の卒業要件

区 分		科目数・単位数		卒業要件
基礎系科目	外国語	5 科目	5 単位	必修 19 単位及び 選択科目から 4 単位以上
	人間と文化	22 科目	27 単位	
専門基礎系科目	健康と社会	25 科目	27 単位	必修 27 単位以上
看護学専門科目	看護学の基本	8 科目	11 単位	必修 73 単位及び 選択科目から 3 単位以上
	看護方法論	30 科目	41 単位	
	看護の実践	9 科目	23 単位	
	看護学の統合と演習	18 科目	19 単位	
合 計		117 科目	160 単位	126 単位以上

表 4-1-2① 2019 年度以前入学生 理学療法学科の卒業要件

区 分		科目数・単位数		卒業要件
基礎科目	表現と伝達	9 科目	9 単位	必修 19 単位及び 選択科目から 5 単位以上
	健全な心身の基礎	4 科目	6 単位	
	生活と社会の仕組み	7 科目	11 単位	
	自然科学の基礎	7 科目	9 単位	
専門基礎科目	人体の構造と機能 及び心身の発達	14 科目	16 単位	必修 37 単位及び 選択科目から 1 単位以上
	疾病と障害の成り立ち 及び回復過程の促進	20 科目	20 単位	
	保健医療福祉とリハビリ テーションの理念	6 科目	6 単位	
専門科目	基礎理学療法学	8 科目	9 単位	必修 62 単位及び 選択科目から 1 単位以上
	理学療法評価学	5 科目	7 単位	
	理学療法治療学	20 科目	26 単位	
	地域理学療法学	3 科目	5 単位	
	臨床実習	4 科目	18 単位	
合 計		107 科目	142 単位	125 単位以上

表 4-1-2② 2020 年度以降入学生 理学療法学科の卒業要件

区 分		科目数・単位数		卒業要件
基礎科目	表現と伝達	9 科目	9 単位	必修 18 単位及び 選択科目から 3 単位以上
	健全な心身の基礎	4 科目	6 単位	
	生活と社会の仕組み	9 科目	13 単位	
	自然科学の基礎	7 科目	9 単位	
専門基礎科目	人体の構造と機能及び 心身の発達	14 科目	16 単位	必修 40 単位
	疾病と障害の成り立ち 及び回復過程の促進	22 科目	22 単位	
	保健医療福祉とリハビリ テーションの理念	5 科目	5 単位	
専門科目	基礎理学療法学	8 科目	10 単位	必修 64 単位及び 選択科目から 1 単位以上
	理学療法評価学	5 科目	7 単位	
	理学療法治療学	20 科目	26 単位	
	地域理学療法学	2 科目	4 単位	
	臨床実習	5 科目	20 単位	
合 計		110 科目	147 単位	126 単位以上

表 4-1-2③ 2024 年度以降入学生＜理学療法士コース＞ 理学療法学科の卒業要件

区 分		科目数・単位数		卒業要件
基礎科目	表現と伝達	4 科目	7 単位	必修 16 単位に加えて、「英語Ⅱ」「日本語表現法」から 1 単位以上及び「数学基礎」「物理学」「化学」「生物学」から 1 単位以上の計 18 単位以上
	健全な心身の基礎	3 科目	5 単位	
	生活と社会の仕組み	9 科目	11 単位	
	自然科学の基礎	6 科目	8 単位	
専門基礎科目	人体の構造と機能及び心身の発達	17 科目	18 単位	必修 46 単位
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	22 科目	26 単位	
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	4 科目	5 単位	
	スポーツ科学	15 科目	34 単位	
専門科目	基礎理学療法学	9 科目	11 単位	必修 15 単位及び「基礎理学療法学Ⅱ」「基礎理学療法学Ⅲ」「理学療法総合演習」「理学療法管理学」「理学療法研究法」「臨床動作分析学」「臨床推論演習」「装具学Ⅱ」「義肢学」「日常生活活動学」「日常生活活動学演習」「運動器系理学療法評価・治療学Ⅱ」「運動器系理学療法評価・治療学Ⅰ」「神経系理学療法評価・治療学Ⅱ」「神経系理学療法評価・治療学Ⅲ」「内部系理学療法評価・治療学」「内部系理学療法評価・治療学演習」「小児理学療法学」「地域理学療法学」「生活環境学」「検査・測定実習」「評価実習」「総合臨床実習」「地域理学療法実習」の 25 科目 47 単位を必修とし計 62 単位以上
	理学療法評価学	7 科目	8 単位	
	理学療法治療学	20 科目	25 単位	
	地域理学療法学	2 科目	4 単位	
	臨床実習	5 科目	20 単位	
合 計		110 科目	147 単位	126 単位以上

表 4-1-2④ 2024 年度以降入学生<リハビリトレーナーコース> 理学療法学科の卒業要件

区 分		科目数・単位数		卒業要件
基礎科目	表現と伝達	4 科目	7 単位	必修 16 単位に加えて、「英語Ⅱ」「日本語表現法」から 1 単位以上及び「数学基礎」「物理学」「化学」「生物学」から 1 単位以上の計 18 単位以上
	健全な心身の基礎	3 科目	5 単位	
	生活と社会の仕組み	9 科目	11 単位	
	自然科学の基礎	6 科目	8 単位	
専門基礎科目	人体の構造と機能及び心身の発達	17 科目	18 単位	必修 46 単位に加えて、『専門基礎系科目』の『スポーツ科学』区分の選択科目及び『理学療法学専門科目』の選択科目から 47 単位以上
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	22 科目	26 単位	
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	4 科目	5 単位	
	スポーツ科学	15 科目	34 単位	
専門科目	基礎理学療法学	9 科目	11 単位	必修 15 単位に加えて、『専門基礎系科目』の『スポーツ科学』区分の選択科目及び『理学療法学専門科目』の選択科目から 47 単位以上
	理学療法評価学	7 科目	8 単位	
	理学療法治療学	20 科目	25 単位	
	地域理学療法学	2 科目	4 単位	
	臨床実習	5 科目	20 単位	
合 計		110 科目	147 単位	126 単位以上

入学前の既修得単位等の認定については、学則第 25 条から第 27 条【資料 4-1-3】において、60 単位を超えないものとする旨を定めている。単位認定に当たっては、その学修内容、学修レベル、学修時間数を調査し、適切な単位認定を行っている。卒業の認定は、学則第 28 条に基づき、教授会の議を経て学長が決定している【資料 4-1-3】。

4-2. 教育課程及び教授方法

- ①カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- ②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- ③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- ④教養教育の実施
- ⑤教授方法の工夫と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

学校教育法施行規則の一部が改正（2017 年 4 月 1 日施行）されたことに伴い、看護学科においては平成 28(2016)年度にカリキュラム・ポリシーの見直しを行った。理学療法学科においては平成 29(2017)年度設置と共にカリキュラム・ポリシーを制定した。

令和 4(2022)年年度には、理学療法学科が完成年度を迎えたことと、近年の社会情勢の変化等に鑑み、教育目的及び三つのポリシーについて見直しを行った。現在のカリキュラム・ポリシーは、看護学科、理学療法学科それぞれに、以下のように定めている。

日本保健医療大学 カリキュラム・ポリシー

【看護学科】令和 5(2023)年 4 月 1 日改訂

本看護学科は、ディプロマ・ポリシーで示された能力や態度を備えた「人々にとってよい看護者」を育成するために、以下に示す方針に基づいて、学修を段階的に積み上げ、それを螺旋的に繰り返し、内容を充実していけるよう科目を配置している。また、人々の健康生活の支援に関する科目は「個人→集団」、「健康→健康障害・終末期」に向かうように配置している。

1. 教育課程の編成

「基礎系科目」「専門基礎系科目」「看護学専門科目」の 3 つの科目群から構成する。

- 1) 「基礎系科目」は看護の対象である人間や社会・文化を総合的に理解する幅広い教養を育むことを目的として科目を配置する。
- 2) 「専門基礎系科目」は看護専門職に不可欠な基礎的知識を学び、その後の専門的な学修内容につなげられることを目的とした科目を配置する。

3) 「看護学専門科目」は、看護専門領域における看護実践能力を段階的に獲得することができるよう、エビデンスに基づいた看護実践力を身に付けるための授業科目を系統的に配置する。さらに領域別実習前には看護実践能力を継続的に学ぶための OSCE を配置する。

4) カリキュラムの中心には「地域で暮らす人」を置き、人々の健康生活の支援に関する科目は、1 年次から 4 年次まで継続して学修できるように配置する。

2. 教育方法

授業では、それぞれの科目を講義、演習、実習等の多様な学修形態を通じて展開する。

1) 健康に関する問題解決の為に知識と実践能力を高めるために、1 年次から学年毎に演習や臨地実習を配置する。

2) 自己の学力を、客観的に評価し進歩させ、能動的に学ぶ力を養うために、授業におけるアクティブ・ラーニングを促進する。

3. 教育評価

各科目はディプロマ・ポリシーを念頭に置き、学修の達成目標を掲げている。その目標が達成されたかを実行可能性（知識・技術・態度）のある評価表を用いて厳密に評価する。

【理学療法学科】平成 29(2017)年 4 月 1 日制定

本理学療法学科は、「人間性の高揚と、共存共栄の精神（共済主義精神）」を理想に掲げ、高度の専門性を持って幅広く活動できる保健医療福祉の専門職を育成し、国民ひいては人類の福祉と活力ある、より高度な社会の実現に貢献する」という建学の精神に基づいた以下の 4 項目の教育目標に基づき、教育課程の編成方針を定める。

1 深い教養と豊かな人間性を備えた人材の育成【人間性】

2 高い専門性と総合的な視野を持ち、独創性・指導性の発揮できる人材の育成【専門性】

3 グローバルスタンダードに対応できる国際性を備えた人材の育成【国際性】

4 地域社会のみならず国際社会に貢献できる人材の育成【社会性】

○ 教育課程の編成方針

- ・ 教育課程は、基礎科目、専門基礎科目、専門科目から構成される。
- ・ 基礎科目は学士力の基礎としての深い教養、問題解決能力、コミュニケーション能力を身につけるための広範な科目を開設する。
- ・ ディプロマ・ポリシーを達成するよう、4 年間を通して教育課程を体系的に配置する。
- ・ 臨床実習は全ての要素を総合的かつ統合的に涵養する機会として配置。

②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学は、ディプロマ・ポリシーに基づきカリキュラム・ポリシーを策定しており、その内容から両者の一貫性は確保されていると評価できる。

③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

シラバスにおいて「授業の目的等、授業の概要、到達目標等、授業の計画等、成績評価の方法、連絡先、オフィスアワー」、「教科書、参考文献等」、「授業外における学習（予習、復習）等」を掲載し、学生が自己学習しやすいように詳細を記述するようにしている【資料 4-2-1】【資料 4-2-2】。

シラバスは全授業科目について作成しており、ウェブ上で管理を行っている。各教員にはシラバス作成の注意点を配布している【資料 4-2-3】。シラバスを電子化したことによって、学生にとっても、教職員にとっても、利便性が向上したと評価できる。

学生が各年次において適切に授業科目を履修するため、履修規程第 4 条第 2 項【資料 4-2-4】の規定により、年間に履修登録できる単位数の上限を定めている（CAP 制）。

④教養教育の実施

学生が自律的な学修者として主体的に学ぶための基盤を身につけるため、基礎・教養教育として、語学、心理学、情報科学等の講義を必修科目として設けている。特に「基礎ゼミ」では、大学での学習生活に興味と関心を深め、4 年間の学習に必要なリテラシー（読む、書く、聞く、話す）や看護の学習の基盤となるクリティカルシンキング（批判的思考）や論理的思考、物事を探求する姿勢を身につけることとしている。さらに、社会人としてのもしくは将来、医療の現場で必要とされる態度についての基礎を学ぶことを目標として、授業回数 15 回の各単元にそれぞれテーマを定め、グループによる共同学習によりものの見方、考え方、に加え、調べる、まとめる、発表する学習スキルについてセミナーを通して学習することとしている。

教養教育体制について組織的・継続的に検討を行う部門として、共通教育センターと共通教育委員会（10 ページ：図 1-2-1、11 ページ：図 1-2-2 参照）を設置している。本件は平成 28(2016)年度に受審した大学機関別認証評価の際に改善を要する点として指摘された点であるが【資料 4-2-5】、その指摘に基づいて改善を行った点である【資料 4-2-6】。

⑤教授方法の工夫と効果的な実施

教員が学生に対して一方的に講義を行うだけでなく、学生が積極的・能動的に学修を進められるよう、学生間のディスカッションや学生自身による発表の機会を設けた授業が実施されている。

4-3. 学修成果の把握・評価

①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしていない。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

本学では、使命・目的及び教育目的に基づいてディプロマ・ポリシーを定めている。また、令和5(2023)年4月1日付けで制定したアセスメントポリシー（次ページ参照）に沿って、学修成果を明示している。また令和5(2023)年度に受審した大学機関別認証評価において指摘された点の改善策として、アセスメントプラン【資料4-3-1】及びアセスメントポリシー追記版【資料4-3-2】を定めている。

看護学科における卒業試験の合格は、看護師国家試験及び保健師国家試験の合格に直結するものであり、両国家試験の受験結果は本学の学修成果として重要なものである。過去5年間における看護師国家試験の受験者数と合格者数を表4-3-1に、保健師国家試験の受験者数と合格者数を表4-3-2に示した。国家試験対策部会を中心に、これらの結果を分析した上で、模擬試験、補習、個別指導等の実施を計画し、各教職員が対応を行っている。

理学療法学科においても、理学療法士国家試験に合格することが学修成果として重要であり、学生の卒業後のキャリアにも重大な影響を及ぼす。理学療法士国家試験の受験者数と合格者数を表4-3-3に示した。看護学科と同様に、理学療法学科でも国家試験対策部会を中心に試験結果の分析と、今後の対策を検討している。

表4-3-4及び表4-3-5には、令和6(2024)年度卒業生の各学科の就職状況を示した。元となるデータは、事務局総務課で実施した進路調査に依る。これらの結果を受けて、学生委員会では学生へのキャリア支援方法等を検討している。

上記のように、本学では国家試験の結果と卒業生の進路を精緻に調査することによって、アセスメントポリシーに沿って学修成果の点検・評価を行っている」と評価できる。

②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

本学では、各学期末に授業評価アンケートを実施している。当初は授業の評価のみを質問項目してきたが、見直しを重ね、学生自身による講義の出席状況、授業集中状況、事前学習、事後学習の自己評価を質問項目に加えることとしている。

平成27(2015)年度からは、学生の自己評価質問を増やし、評価の質の向上を図った。この変更は「授業への取り組みの自己評価」、「授業内容・方法の評価」、「授業の全般的評価」の観点から見直しを行った結果である。教務委員会、FD委員会が中心となって、授業評価アンケートの結果を分析し、各教員の授業内容の改善に寄与している。

看護学科では、看護師国家試験の合格率(新卒者に限る)は、令和3(2021)年受験が79.8%となったが、令和4(2022)年は82.6%、令和5(2023)年では85.4%と、上昇傾向にある(表4-3-6)。教職員の集中的な補講や、外部講師による指導が合格率の増大に寄与しているものと考えられる【資料4-3-2】。一方で合格率の全国平均(95.5%)にはまだ開きがあるので、引き続き対策が必要である。保健師国家試験については令和5(2023)年の国家試験では合格率100%を達成している(表4-3-2参照)。保健師課程教員の計画的な指導が功を奏したものであるが、引き続き、高い合格率を維持すべく対策を継続していくこととしている。詳細については52ページ以降に示す。

日本保健医療大学 保健医療学部 学修成果の評価方針（アセスメント・ポリシー）

	入学前・入学時 アドミッション・ポリシーを満たす人材であるかの検証	在学中 カリキュラム・ポリシーに沿って学修が進められているかの検証	卒業時・卒業後 ディプロマ・ポリシーを満たす人材であるかの検証
大学（機関）レベル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願書類の記載事項 ・ 各種入学者選抜試験 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 進級率 ・ 休学率 ・ 退学率 ・ 学生満足度調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学位授与率 ・ 国家試験合格率 ・ 就職率 ・ 進学率
学部・学科（教育課程）レベル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願書類の記載事項 ・ 各種入学者選抜試験 ・ 基礎学力考査 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成績評価（GPA・OSCE） ・ 進級率 ・ 休学率 ・ 退学率 ・ 授業評価アンケート ・ 学生満足度調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学位授与率 ・ 国家試験合格率 ・ 就職率 ・ 進学率 ・ 保健師教育課程修了率
科目ごと（科目）レベル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願書類の記載事項 ・ 各種入学者選抜試験 ・ 基礎学力考査 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成績評価（定期試験・単位認定） ・ 授業評価アンケート 	

表 4-3-1 過去 5 年間に於ける看護師国家試験受験者数 (人)、合格者数 (人)、合格率 (%)

実施年		令和 2 年 (2020 年)	令和 3 年 (2021 年)	令和 4 年 (2022 年)	令和 5 年 (2023 年)	令和 6 年 (2024 年)
回		第 109 回	第 110 回	第 111 回	第 112 回	第 113 回
総 数	受験者数	103	128	146	128	99
	合格者数	68	89	104	89	64
	合格率	66.0 %	69.5 %	71.2 %	69.5%	64.6 %
新 卒	受験者数	77	94	109	89	53
	合格者数	57	75	90	76	47
	合格率	74.0 %	79.8 %	82.6 %	85.4 %	88.7 %
既 卒	受験者数	26	34	37	37	46
	合格者数	11	14	14	13	17
	合格率	42.3 %	41.2 %	37.8%	35.1%	36.9 %

表 4-3-2 過去 5 年間に於ける保健師国家試験受験者数 (人)、合格者数 (人)、合格率 (%)

実施年		令和 2 年 (2020 年)	令和 3 年 (2021 年)	令和 4 年 (2022 年)	令和 5 年 (2023 年)	令和 6 年 (2024 年)
回		第 106 回	第 107 回	第 108 回	第 109 回	第 110 回
総 数	受験者数	23	28	25	25	16
	合格者数	17	23	16	23	9
	合格率	73.9 %	82.1 %	64.0 %	92.0%	56.3 %
新 卒	受験者数	16	24	22	19	13
	合格者数	16	20	14	19	9
	合格率	100.0 %	83.3 %	63.6 %	100%	69.2 %
既 卒	受験者数	7	4	3	6	3
	合格者数	1	3	2	4	0
	合格率	14.3 %	75.0 %	66.7 %	66.7%	0 %

表 4-3-3 過去 5 年間に於ける理学療法士国家試験の受験者数(人)、合格者数(人)、合格率(%)

実施年		令和 3 年 (2021 年)	令和 4 年 (2022 年)	令和 5 年 (2023 年)	令和 6 年 (2024 年)	令和 7 年 (2025 年)
回		第 56 回	第 57 回	第 58 回	第 59 回	第 60 回
総 数	受験者数	16	32	43	55	43
	合格者数	12	19	31	51	43
	合格率	75.0 %	59.4 %	72.1%	92.7 %	93.0 %
新 卒	受験者数	16	29	31	50	40
	合格者数	12	18	24	48	40
	合格率	75.0 %	62.1 %	77.4%	96.0 %	100 %
既 卒	受験者数	0	3	12	5	3
	合格者数	0	1	7	3	0
	合格率	-	33.3 %	58.3%	60.0 %	0 %

表 4-3-4 令和 6(2024)年度卒業生（看護学科）の就職先

病院名・施設名	所在地	人数	病院名・施設名	所在地	人数
茨城西南医療センター病院	茨城県	3	春日部中央総合病院	埼玉県	1
越谷市立病院	埼玉県	3	新越谷病院	埼玉県	1
イムス三芳総合病院	埼玉県	2	大宮中央総合病院	埼玉県	1
埼玉共同病院	埼玉県	2	順天堂大学医学部附属順天堂病院	東京都	1
埼玉県共済会加須病院	埼玉県	2	高島平中央総合病院	東京都	1
埼玉県立がんセンター	埼玉県	2	三井記念病院	東京都	1
三郷中央総合病院	埼玉県	2	帝京大学医学部附属病院	東京都	1
新久喜総合病院	埼玉県	2	東京女子医科大学付属足立医療センター	東京都	1
東京西徳洲会病院	東京都	2	東京大学医学部附属病院	東京都	1
東邦大学医療センター大森病院	東京都	2	日本医科大学付属病院	東京都	1
牛久愛和総合病院	埼玉県	1	板橋中央総合病院	東京都	1
済生会宇都宮病院	栃木県	1	有明病院	東京都	1
新小山市民病院	栃木県	1	SBC 湘南美容クリニック	東京都	1
メディカルトピア草加病院	埼玉県	1	菊名記念病院	神奈川県	1
熊谷総合病院	埼玉県	1	太田総合病院	神奈川県	1
彩の国東大宮メディカルセンター	埼玉県	1	静岡県立がんセンター	静岡県	1
埼玉県立小児医療センター	埼玉県	1	森ノ宮病院	大阪府	1
埼玉石心会病院	埼玉県	1	未定	—	5
秀和総合病院	埼玉県	1	合計		53

表 4-3-5 令和 6 (2024) 年度卒業生（理学療法学科）の就職先

病院名・施設名	所在地	人数	病院名・施設名	所在地	人数
新久喜総合病院	埼玉県	3	介護老人保健施設みやじま	埼玉県	1
宇都宮リハビリテーション病院	栃木県	3	春日部中央総合病院	埼玉県	1
藤井脳神経外科病院	栃木県	2	上尾中央総合病院	埼玉県	1
湖街ホスピタル	埼玉県	2	東埼玉総合病院	埼玉県	1
埼玉セントラル病院	埼玉県	2	獨協医科大学埼玉医療センター	埼玉県	1
イムスリハビリテーションセンター東京葛飾病院	東京都	2	介護老人保健施設 我孫子ロイヤルケアセンター	千葉県	1
盛岡友愛病院	岩手県	1	タムスさくら病院江戸川	東京都	1
茨城リハビリテーション病院	茨城県	1	花はたりリハビリテーション病院	東京都	1
下条整形外科	茨城県	1	古畑病院	東京都	1
北水会記念病院	茨城県	1	黒木整形外科内科クリニック	東京都	1
慶友整形外科病院	群馬県	1	上板橋病院	東京都	1
介護老人保健施設 やすらぎの里 八洲苑	栃木県	1	鶴川サナトリウム病院	東京都	1
介護老人保健施設ヴィラフォーレスタ（森の家）	栃木県	1	江田記念病院	神奈川	1
佐野厚生病院	栃木県	1	未定	—	4
栃木県立リハビリテーションセンター	栃木県	1			
羽生総合病院	埼玉県	1			
			合計		40

表 4-3-6 看護師国家試験合格率の推移（新卒者）※表 4-3-1 から抽出

実施年	平成 30 年 (2018 年)	令和元年 (2019 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 3 年 (2021 年)	令和 4 年 (2022 年)	令和 5 年 (2023 年)	令和 6 年 (2024 年)
受験者数	101	96	77	94	109	89	53
合格者数	85	81	57	75	90	76	47
合格率	84.2 %	84.4 %	74.0 %	79.8 %	82.6 %	85.4 %	88.7 %

表 4-3-7 理学療法士国家試験合格率の推移（新卒者）※表 4-3-3 から抽出

実施年	令和 2 年 (2020 年)	令和 3 年 (2021 年)	令和 4 年 (2022 年)	令和 5 年 (2023 年)	令和 6 年 (2024 年)
受験者数	16	29	31	50	40
合格者数	12	18	25	48	40
合格率	75.0 %	62.0 %	80.6 %	96.0 %	100 %

【看護学科：保健師国家試験対策】

ア 保健師国家試験の状況

全国の保健師国家試験の合格率は、年によって差があり、80%から 95%程度で推移している。本学の過去 5 年間の状況を見ると 2022 年の新卒生が合格率 100%になっているが、ほかの年度では全国の合格率に達していない。

イ 保健師課程履修生の教育のプロセスと国家試験対策

1) 保健師課程選抜について

① 説明会の実施

保健師課程志願者とその保護者に対して 2 年生の 12 月ごろに説明会を実施している。看護師国家試験受験に加え保健師国家試験を受験するために必要な履修科目（講義、演習、実習）及び保健師国家試験対策について詳細に説明し、学生本人のダブル受験に臨む強い自覚を促し、保護者の理解と協力を得ることを目的としている。

② 保健師課程選抜試験

2 年生の 2 月下旬に選抜試験を行っている。選考に使用する資料は次のとおりである。

- ・エントリーシート
- ・これまでの成績と出席状況
- ・低学年模擬試験の結果
- ・試験当日の筆記試験の得点（一般教養、専門科目）、面接の得点

これらを総合的に検討して合否を決定している。

表 4-3-8 保健師国家試験の結果

年度	合計			新卒			既卒		
	受験者数(人)	合格者数(人)	合格率(%)	受験者数(人)	合格者数(人)	合格率(人)	受験者数(人)	合格者数(人)	合格率(%)
2024	16	9	56.3	13	9	69.2	3	0	0
2023	21	16	76.2	17	16	94.1	4	0	0
2022	25	23	92.0	19	19	100.0	6	4	66.7
2021	25	16	64.0	22	14	63.6	3	2	66.7
2020	28	23	82.1	24	20	83.3	4	3	75.0



図 4-3-1 保健師国家試験の合格者数と合格率

③ 合格者と保護者との面談

合格判定結果の説明と保健師課程に進む意思確認を行っている。

2) 3年生における教育

保健師課程学生が履修すべき科目の講義、演習を実施している。3年生12月後半には年明けから始まる就職試験に関するガイダンスを実施している。保健師としての就職（自治体、産業など）、看護師としての就職（病院）などの意思確認をして情報提供し相談に応じている。

3) 4年生における教育

前期は4月末からの公衆衛生看護学実習を控えた講義、演習を行うとともに、実習地（保健所、市町村、学校、事業所、そのほか）のオリエンテーションを実施し、実習施設の概要を把握するための事前学習の添削指導、実習施設決定後は各施設の予定に沿った事前学習の指導を実施している。実習施設ごとに担当教員を決め、地域診断や健康教育の指導を計画的に実施している。実習中の巡回指導、実習終了後の学内における実習の学びの共有

と評価面談を実施している。

後期は、保健師課程必修の講義と演習があり、実習での学びを生かし、国家試験の問題に対応できるように講義や演習内容を工夫して実施している。

4) 保健師国家試験対策（保健師課程4年生対象）

① 保健師国家試験対策模擬試験

8月から翌年1月にかけて5回の模擬試験を実施している。

② 保健師国家試験対策講座

11月から1月中旬にかけて外部講師による国家試験対策講座を10回開催している。

ウ 保健師課程の課題

- 1) 本学科の定員（80名）に対し20名程度の保健師課程生の受け入れが可能であるが、ここ数年の受け入れ人数が少ない。これは、保健師課程選抜試験説明会を聴いたり、上級生の話を聞いたりして、多くのことを学ばなければならないことを負担に感じる学生が一定数存在することが要因と考える。
- 2) 保健師課程選抜試験を受ける際にエントリーシートに記載されている動機と本心が異なり、学習意欲が低い学生が存在する。「病棟勤務は夜勤があり厳しいから保健師なら楽だろう」という安易な考えで保健師課程に進むが学習が進むうちに保健師活動の厳しい側面を知り、急激に意欲を失う学生がいる。途中で離脱する学生もいれば、成績が振るわないまま「記念受験」程度の感覚で保健師国家試験を受験する学生がいる。
- 3) 看護師国家試験と違い、卒業試験の成績移管で卒業させない、国家試験を受けさせないというハードルを設けることが難しい。そのため模試の結果が悪くても保健師国家試験を受けさせないという手段をとれない。そのまま受験してしまうので合格率が下がってしまう。
- 4) 保健師国家資格は看護師国家試験に合格してこそ生きる資格である。看護師国家試験模試の結果が悪く合格が危ぶまれる場合は保健師国家試験よりも看護師国家試験に注力するように指導している。それで何とか看護師国家試験だけは合格しているという学生がいる。在籍中の学生でどれだけダブル受験に耐えられるか疑問を感じる。

【理学療法学科：理学療法士国家試験対策】

ア 模擬試験

2学次年：年度末に主要専門基礎3科目の「解剖学、生理学、運動学」を範囲とした低学年次国家試験模擬試験（卒業2年前学生対象）を1回実施。

3年次生：全7回（「解剖学」、「生理学」、「運動学」各科目別に各1回、主要専門基礎3科目「解剖学、生理学、運動学」を4回、国家試験ガイドライン収載全科目を範囲とした低学年次国家試験模擬試験を1回）実施。

4年次生：総合臨床実習Ⅰ、Ⅱ、地域理学療法実習終了後、全18回（医歯薬出版・IPEC・三輪書店などの業者模試、その他、国家試験の過去問題を用い、「解剖学、生理学、運動学」の3科目模試4回および国家試験ガイドライン収載全科目を範囲とした模試を14回実施。

イ 国家試験対策プログラム概要（4 年次生対象）

総合臨床実習終了後、国家試験までの期間を 3 期に分けそれぞれ以下のように行った。

（ア）一期（7～9 月）：主要専門基礎 3 科目の「解剖学、生理学、運動学」に加え、臨床医学分野を中心とした大学に通学しての自主学習（学習スケジュールの管理）を実施。教材はオンライン教材（アイペック・リハドリル）と書籍（クエスチョンバンク、国試の達人）を用いた。

（イ）二期（10～11 月）：理学療法専門分野を含む、国家試験ガイドライン収載全科目の完了を目指し、通学しての自主学習およびグループ学習、国家試験対策講義を実施。

（ウ）第三期（12～2 月）：全分野の総復習、各自弱点の強化を目指し、通学しての自主学習およびグループ学習を実施。国家試験対策部会教員による個人面談による学習状況の確認、指導実施。

ウ 学修成果のフィードバックとフォローアップ

模擬試験等の結果を科目・分野ごとに経時的に把握できるよう視覚化し、自己の弱点を学生自身が把握できるようにしたうえでフィードバックを行うとともに、アドバイザーを中心に、苦手分野の確認、学習方法の指導さらには健康状態や日常生活の悩みなどについてフォローアップを行った。

特に、成果が上がらない学生や模擬試験成績のアップダウンの顕著な学生においては、学生自身にもその原因を考えさせ、必要に応じ国家試験対策部会教員や学生相談室、更には保護者とも協力しながらフォローした。

エ 卒業試験

学習成果の一つの集大成として、例年通り、12 月 2 日（第 1 回）、1 月 4 日（第 2 回）、1 月 23 日（再試験・該当者のみ）卒業試験を実施した。

卒業試験に合格したことで、国家試験までの残りの期間に気の緩みが出ないように、今年度初めて従来の合格判定基準の若干の修正を行った結果、良い緊張感を保ったまま国家試験を迎えられたと考える。

オ 国家試験結果

1 学年前期から、本学学生の特性に鑑み、全科目の成績評価を厳格化するとともに、上記対策を積み上げてきた結果、新卒では国家試験合格率 100%を達成することができた。

次の目標は卒業試験、国家試験ともに合格率 100%を目指すことと考える。

なお、理学療法学科既卒者には進捗状況の把握やフォローアップ機会の提供のみならず、意欲の低下を防ぐ目的で、現役生と同様に「大学に通学しての国家試験対策」を推奨しているが、今年度は散発的な模擬試験受験者も見られたものの、アルバイトなどを理由に、積極的に参加するものがいなかった。その結果、国家試験を受験希望者 3 人は全員合格が叶わなかった。

この反省点を踏まえ、次年度以降、国家試験受験を希望する既卒者については、1 年間の学習スケジュールのアドバイスのみならず、特に後期期間に関しては、積極的に学内学修に参加を促すための方策を検討している。

【令和6(2024)年度における大学全体としての取組】

国家試験対策について、速やかに改善策を実行に移すべきとの観点から、総長（理事長兼学長）直轄の「国家試験対策プロジェクトチーム」（14ページ参照）を設置し、下記の通り会議を開催した。このプロジェクトチームで審議された国家試験対策が奏功し、看護師国家試験及び理学療法士国家試験の合格率が向上した。特に理学療法士国家試験の合格率（新卒）は100%となっている。

【基準4の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

教育目的に基づきディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを定め、大学ホームページ、学生募集要項、学生便覧等に掲載して、周知を行っている。ディプロマ・ポリシーに基づき単位認定基準、進級基準、卒業認定基準を学則、規程において適切に定め、厳正に適用していると評価できる。カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーとの一貫性が担保されており、これを周知している。

本学の教育課程はカリキュラム・ポリシーに即して体系的に編成され、学生に供されていると評価できる。授業は教員から学生に対して一方向なものだけでなく、相互ディスカッションやプレゼンテーションなど、学生が能動的に学習を進める機会を組み込んだものとなっている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

本学はディプロマ・ポリシーに基づいた学修成果を明示している。学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査を行っており、この調査結果を基に国家試験合格率100%を達成するための対策などを検討している。一方で、学生の意識調査、卒業時の満足調査、就職先の医療施設アンケート等については未実施であり、アセスメントポリシーに則り、より多くの指標から学修成果を点検・評価していく必要がある。この点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしていく必要がある。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

本学では学修成果の把握・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしていると評価できるが、アセスメントポリシー及びアセスメントプランに沿った多様な尺度・指標や測定方法に基づく学修成果の把握・評価を行っているとは言えない。敷衍すれば、教職員個人レベル又は学科レベルでは一定の評価はできるものの、大学全体としての取組は評価することができず、各会議体においてどのような改善を行っているのか、根拠資料も不十分で第三者的な視点からは把握することができない。

そのため、認証評価機関である公益財団法人日本高等教育評価機構が定める基準項目4-3②「学修成果の把握・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしている」と評価することが困難である。

基準 5. 教員・職員

5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

②権限の適切な分散と責任の明確化

③職員の配置と役割の明確化

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制として、大学の管理運営に関する重要事項を審議し、理事会との連絡調整を図る管理運営委員会（学則第 6 条第 1 項に基づく）が設置されている【資料 5-1-1】。

管理運営委員会は、学長が招集し、その議長となる。同委員会では、下記の 8 項目について審議を行っている（学則 6 条 2 項から 4 項）【資料 5-1-1】。

- ア 学則その他重要な規程
- イ 大学部・科の重要な組織設置及び廃止に関する事項
- ウ 本学の重要な施設設置及び廃止に関する事項
- エ 教員人事の基準及び調整に関する事項
- オ 学生の定員に関する事項
- カ 学生の身分及びその厚指導に関する重要事項
- キ 理事会の諮問事項
- ク その他、本学運営に関する重要事項

また、令和 3(2021)年度からは、学長の主体的かつ円滑な大学運営を図るため、学長の補佐機関として学長室会議を設置している。学長は、下記の事項を決定しようとするときは、学長室会議の意見を聴くものとしている【資料 5-1-2】。

- ア 基本理念、将来構想及び長期計画に関する事項
- イ 学部又は学科の基本的な教育計画に関する事項（教育課程の編成に関する全学的な方針の策定を含む）
- ウ 研究支援に関する事項
- エ 大学評価に関する事項
- オ その他学長が本学の運営に関し必要と認めた事項

令和 5 年(2023)度から学則において学部長が学長を補佐する役割を明文化し（学則 5 条の 3）、補佐体制の強化を図っている【資料 5-1-1】。また、「学長補佐に関する規程」を新設し、学長補佐の拡充を図っている【資料 5-1-3】。

②権限の適切な分散と責任の明確化

教学マネジメントとは「教学マネジメント指針（令和2年1月22日大学分科会）」【資料5-1-4】において「大学がその教育目的を達成するために行う管理運営」と定義されているところ、本学では前述の学長室会議を教学マネジメントに関する会議体として位置づけており、「教育課程の編成に関する全学的な方針の策定」を決定する際には学長室会議の意見を聴くことを明文化し（学長室会議規程第2条第1項第2号かっこ書き）【資料5-1-2】、教育課程の編成に関する全学的な方針の策定に当たっては、「学部の取組について本学が定める三つのポリシー（卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー））を踏まえた適切性にかかる点検・評価の状況を活用する」ことを規定している（学長室会議規程第2条第2項）【資料5-1-2】。

また、学長の下に管理運営委員会を設置し、上述のとおり本学の運営に関する重要事項について審議を行っている（原則として、一月に1回の頻度で開催）【資料5-1-1】。

教授会（学則第8条）では、本学の教育・研究に関し学長の諮問した事項について審議を行っている。各種委員会（学則第10条）では、学長の諮問機関として本学の教育並びに本学の発展に関する事項が議論されており、本学がその教育目的を達成するための管理運営がなされている【資料5-1-1】。

大学の意思決定について、学長は理事会により任命され、校務をつかさどり、所属職員を統督することと規定されている（学則第5条の2第1項）。学長は校務全般に関し、最終決定権を有する旨が規定されている（同条第2項）【資料5-1-1】。

教授会については、本学の教育研究に関する事項を審議するためのものとして位置付けられており（学則第8条第1項）、原則として、一月に1回開催されている。教授会は、学長が以下の事項について決定を行うにあたり、意見を述べるものと規定している（同条第5項）【資料5-1-1】。

ア 学生の入学、卒業及び課程の修了

イ 学位の授与

ウ 上記のほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

さらに、教授会は学長が統督する以下の教育研究に関する事項について審議し、学長の求めに応じて意見を述べる旨が規定されている（同条第6項）。

ア 学生の進級、留学、休学、転学、退学、除籍その他学生の身分に関する事項

イ 履修、試験、評価及び単位の認定に関する事項

ウ その他本学の教育研究に関し、学長が諮問した事項

各種委員会では本学の教育並びに本学の発展に関する事項が議論されており、その内容は教授会及び管理運営委員会に報告が行われている。教授会では本学の教育・研究に関し学長の諮問した事項について審議が行われており、管理運営委員会では、本学の運営に関する重要事項について審議が行われている。

このような現況から見れば、本学の意思決定及び教学マネジメントは、本学の使命・目的に沿って、適切に行われていると言える。

③職員の配置と役割の明確化

教学マネジメントの遂行にあたり、本学では学則第3条の3に基づいて事務局を設置し、学則第5条に基づいて職員を適切に配置している【資料5-1-1】。各職員の役割は、事務局組織規程【資料5-1-5】等を通じて明確化している。

教学マネジメントの会議体としている学長室会議は、学長、学部長、学科長、学長補佐、事務局長、課長、その他学長が必要と認める者で構成されており（学長室会議規程第3条第1項各号）【資料5-1-2】、教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置し、役割を明確化している。

5-2. 教員の配置

①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

(1) 5-2の自己判定

基準項目5-2を満たしている。

(2) 5-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では、大学設置基準で定める数以上に専任教員を確保し、適切に配置している。令和7(2025)年5月1日現在、本学の専任教員は、全体で39人（教授14人、准教授8人、講師12人、助教3人、助手1人）であり、教育目的及び教育課程に要する教員の確保と配置がなされている。

教員の採用・昇任については、「教員の採用、承認、配置換に関する選考規程」を設け、適切に運用している【資料5-2-1】。

5-3. 教員・職員の研修・職能開発

①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

②SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

(1) 5-3の自己判定

基準項目5-3を満たしている。

(2) 5-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

教授方法の改善を進めるために、FD委員会（11ページ：図1-2-2参照）を設置し、協議を行っている。同委員会では、教授方法改善を目的として研修会の企画及び運営を行っている。令和6(2024)年度前期においては、eラーニングの研修（e-JINZAI for university、ビズアップ総研株式会社提供）を行った【資料5-3-1】。講習の内容は下記に示す通りであって、令和6(2024)3月に開催されたFD研修会と合わせると、常勤教員の受講率は100%となった。さらに、令和6(2024)年度後期には、テーマを「実習を見据えた授業展開と評価について」として研修会を開催し（令和7(2025)年2月26日開催、本学幸手南キャンパス）

【資料5-3-2】【資料5-3-3】、参加者32名（うち、6名は研修会の録画を視聴）となっている【資料5-3-4】。

②SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

本学では、教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修として、令和6(2024)年度においては理事長・学長講話【資料5-3-1】及び階層別研修を実施した【資料5-3-5】。

これらの取組みに加え、本学では教職員が各種説明会・講習会に参加することを奨励している。令和6(2024)年度においては、表5-3-1のとおり説明会等に参加している。

表5-3-1 令和6(2024)年度研修会等参加状況

講習会等の名称	日時	形式	主催
研究インテグリティの確保についてのオンライン説明会	令和6年4月22日14:00~15:00	オンライン	文部科学省科学技術・学術政策局参事官(国際戦略担当)付
第4期評価システム説明会	令和6年4月23日13:00~16:10	オンライン	日本高等教育評価機構
令和5年度(通算第16回)私立大学経営問題協議会講演	令和6年4月30日	オンライン	日本私立大学協会
初めて知的財産に関わる皆様へ!初心者向け制度説明会	令和6年5月23日16:00~17:00	オンライン	独立行政法人工業所有権情報・研修館
大学IR実質化に向けた基礎・応用・実践	令和6年6月11日13:00~16:30	オンライン	株式会社ビズアップ総研
評価充実協議会	令和6年7月8日13:00~18:30	オンライン	日本高等教育評価機構
大学IRプロフェッショナル養成講座①	令和6年7月18日13:30~16:40	オンライン	株式会社ビズアップ総研
令和6年度科学研究費助成事業等説明会	令和6年7月22日14:00~15:30	オンライン	『令和6年度 科学研究費助成事業等説明会』運営事務局(東武トップツアーズ株式会社 官公庁事業部)
説明会「ふるさと納税制度を活用した地域連携と経営基盤の強化に向けて」	令和6年7月25日10:30~11:30	オンライン	文部科学省 高等教育局 私学部 私学行政課企画係・法規係
大学IRプロフェッショナル養成講座②	令和6年7月25日13:30~16:40	オンライン	株式会社ビズアップ総研
大学IRプロフェッショナル養成講座③	令和6年7月30日13:30~16:40	オンライン	株式会社ビズアップ総研
大学IRプロフェッショナル養成講座④	令和6年8月6日13:30~16:40	オンライン	株式会社ビズアップ総研
大学IRプロフェッショナル養成講座⑤	令和6年8月29日13:30~16:40	オンライン	株式会社ビズアップ総研
“いま”全大学に求められる『教育の質保証推進者』～学修成果を基軸にした内部質保証の実質化に向けて～	令和6年9月2日14:00~16:00	オンライン	株式会社ビズアップ総研
大学IRプロフェッショナル養成講座⑥	令和6年9月4日13:30~16:40	オンライン	株式会社ビズアップ総研
第26回基盤教育ワークショップ	令和6年9月11日10:00~15:30	オンライン	FDネットワークつばさ(山形大学)
大学IRプロフェッショナル養成講座⑦	令和6年9月19日13:30~16:40	オンライン	株式会社ビズアップ総研
大学IRプロフェッショナル養成講座⑧	令和6年9月26日13:30~16:40	オンライン	株式会社ビズアップ総研
『教育の質保証推進者』養成講座①	令和6年10月3日13:30~16:40	オンライン	株式会社ビズアップ総研
『教育の質保証推進者』養成講座②	令和6年10月10日13:30~16:40	オンライン	株式会社ビズアップ総研
『教育の質保証推進者』養成講座③	令和6年10月17日13:30~16:40	オンライン	株式会社ビズアップ総研
研修会「学生募集に効果的な大学のブランディングを高めるための戦略」	令和6年10月21日13:30~16:40	オンライン	一般社団法人日本私立看護系大学協会
『教育の質保証推進者』養成講座④	令和6年10月24日13:30~16:40	オンライン	株式会社ビズアップ総研
『教育の質保証推進者』養成講座⑤	令和6年10月31日13:30~16:40	オンライン	株式会社ビズアップ総研
『教育の質保証推進者』養成講座⑥	令和6年11月7日13:30~16:40	オンライン	株式会社ビズアップ総研
アセットオーナー・プリンシプル説明会	令和6年11月18日14:00~15:00	オンライン	日本私立大学団体連合
研修会「看護系大学における特別な支援を必要とする学生への教育支援の実際」	令和7年2月28日11:00~12:15	オンライン	日本私立看護系大学協会
研究セキュリティシンポジウム	令和7年3月12日(水)14:30~17:10	オンライン	科学技術振興機構(JST)

5-4. 研究支援

①研究環境の整備と適切な管理運営

②研究倫理の確立と厳正な運用

③研究活動への資源の配分

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①研究環境の整備と適切な管理運営

各教員に研究室を用意し、室内には業務用パソコン、プリンター等が整備されている。各教員はこれらを有効に活用し、教材の作成、先行研究の調査、データ解析、論文の執筆等を行っている。パソコン、プリンター、ネットワーク環境に不具合等が生じた場合は、総務課員が復旧等に対応する体制を整えている。各研究室は委託業者によって定期的に清掃が行われている。一部の教員からパソコンの処理速度に不満が出ていたので、メモリ増設、不要なアプリケーションの削除等、対応を行っている。

学生の学修環境の整備と同様に、教員の研究環境をより強化するため、SINET への加入、接続手続きを行った。令和 4(2022)年度には学内の通信環境をより強化するため、SINET の独立回線を構築した。

また、競争的研究費を獲得した研究者の研究開発環境の改善や本学全体の研究機能の向上のために、科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）の間接経費を活用している。「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針（平成 13 年 4 月 20 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）」に基づいて、本学において「競争的資金に係る間接経費の使用方針」【資料 5-4-1】を制定している。この方針に沿って学長室会議において間接経費の使途について協議を行っている。学長室会議の提案を管理運営委員会において審議し、間接経費の執行計画を決定している【資料 5-4-2】。

②研究倫理の確立と厳正な運用

ア 研究費の不正使用防止について

本学では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」〔平成 19(2007)年 2 月 15 日文部科学大臣決定、令和 3(2021)年 2 月 1 日改正〕【資料 5-4-3】に基づき「日本保健医療大学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針」【資料 5-4-4】、「日本保健医療大学における公的研究費の使用に関する行動規範」【資料 5-4-5】を制定している。

また、これらを実行ならしめるために「日本保健医療大学公的研究費運営・管理・取扱規程」【資料 5-4-6】及び「日本保健医療大学科学研究費助成事業事務取扱規程」【資料 5-4-7】を定め、運用を徹底している。両規程に基づいて研究費の不正防止に関する大学内の責任体系図（図 5-4-1）を作成し、学内外に周知している。また、「日本保健医療大学における公的研究費に関する不正防止計画」【資料 5-4-8】を制定している。

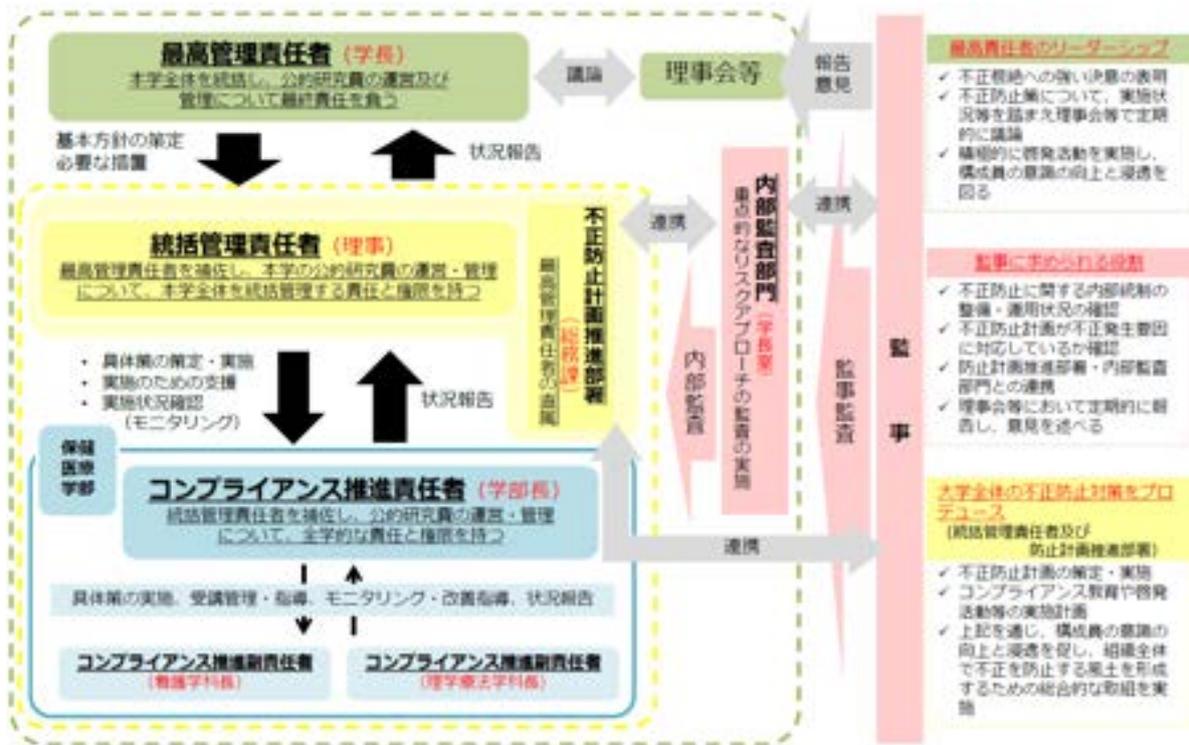


図 5-4-1 日本保健医療大学 研究費の不正防止に関する大学内の責任体系図

「日本保健医療大学公的研究費運営・管理・取扱規程」【資料 5-4-6】第 25 条に基づいて、内部監査部門（学長室）が内部監査に関する手順書を作成し【資料 5-4-9】、リスクアプローチ監査を実施している（令和 6(2024)年度分の監査は、令和 7(2025)年 8 月中に実施予定）。内部監査の結果を学内に周知し、今後の不正防止対策に活用している。

イ 研究活動における不正行為防止について

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」〔平成 26(2014)年 8 月 26 日文科科学大臣決定〕【資料 5-4-10】に基づき、本学において「研究活動における不正行為の防止に関する規程」【資料 5-4-11】を設けている。同規程に基づいて、各教員には年度ごとに本学が提供する研究倫理教育を受けることを義務付けている。令和 6(2024)年度は一般財団法人公正研究推進協会 (APRIN) が提供する研究倫理教育 e ラーニング (eAPRIN) を全ての専任教員と公的研究費の管理業務を担当する事務局職員が受講した。また、研究活動における不正行為に関する通報窓口を設置し、大学ホームページで公表している【資料 5-4-12】。

ウ 倫理審査の体制整備について

「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」〔令和 3 年 3 月 23 日（令和 5 年 3 月 27 日一部改正）文科科学省 厚生労働省 経済産業省〕【資料 5-4-13】に基づいて、「日本保健医療大学における人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理規程」【資料 5-4-14】及び「日本保健医療大学における人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理審査委員会規程」【資料 5-4-15】を制定し、令和 5(2023)年 4 月 1 日に「日本保健医

療大学研究倫理審査委員会」を設置した。同委員会では、本学教職員の他、外部委員として弁護士（倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者）、幸手市職員（研究対象者の観点も含めて一般の立場から意見を述べることのできる者）に委嘱を行い、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」の示す委員会の構成要件を充足している。なお、幸手市職員への委員委嘱は、本学と幸手市の包括的連携協定に基づくものである【資料 5-4-16】。

③研究活動への資源の配分

本学は「日本保健医療大学教員個人研究費規程」【資料 5-4-17】を設け、個人研究の推進を図ることを目的として、専任教員に個人研究費を支給している。個人研究費の支出に際しては、教員が提出する申請書、領収書等に基づいて支払い手続きを行っている。また、専任教員には各週 1 日ずつ研究日を設けており、教員が個人の研究に集中できる環境を整えている。

科学研究費助成事業等の公的研究費や民間助成の獲得に向けて、事務局が把握した公募情報については全教員に配信し、応募を促している。

令和 7(2025)年度には、科研費の申請に係るレビュー支援（ロバスト・ジャパン株式会社）【資料 5-4-18】を導入し、科研費の採択率向上を促している。

【基準 5 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制として、学部長が学長を補佐する役目を担うことを明文化している。会議体としては、管理運営委員会及び学長室会議が学長を補佐する役割を担っている。

「教育課程の編成に関する全学的な方針の策定」を決定する際には学長室会議の意見を聴くことを明文化し（学長室会議規程第 2 条第 1 項第 2 号かつこ書き）、教育課程の編成に関する全学的な方針の策定に当たっては、「学部の取組について本学が定める三つのポリシー（卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を踏まえた適切性にかかる点検・評価の状況を活用する」ことを規定している（学長室会議規程第 2 条第 2 項）。

本学の使命・目的を達成するため、管理運営委員会、教授会、各種委員会において様々な議論がなされており、特に学長室会議は教学マネジメント会議体として運用を開始して「教育課程の編成に関する全学的な方針の策定」を決定する際には学長室会議の意見を聴くこととし、教育課程の編成に関する全学的な方針の策定に当たっては、「学部の取組について本学が定める三つのポリシー（卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を踏まえた適切性にかかる点検・評価の状況を活用する」ことを規定している。

大学の意思決定について、学長は理事会により任命され、校務をつかさどり、所属職員を統督すること、学長は校務全般に関し、最終決定権を有する旨が規定されており、大学

の意思決定の権限と責任は明確である。

教授会の組織上の位置付け及び役割は、学則において明示されており、適切に機能している。教授会等に意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項を学長があらかじめ定め、学則に定めている。

大学の意思決定及び教学マネジメントは、管理運営委員会、教授会、各委員会の議論を通じて、大学の使命・目的に沿って適切に行われていると評価できる。学則に基づいて、教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置されており、各職員の役割は事務局組織規程等通じて明確化されていると評価できる。

学校教育法、大学設置基準に基づいて、必要な専任教員を確保し、適切に配置している。大学の採用・昇任の方針として「教員選考規程」を定め、適切に運用している。

FD委員会における議論に基づいて、教員研修と職員の資質・能力向上のための研修としてFD研修を実施している。FD活動の実施に際しては、全学的な方針として「日本保健医療大学における教員の人材育成の目標・方針」を定め、その推進のため「日本保健医療大学ファカルティ・ディベロップメント推進規程」を制定している。

職員の資質・能力向上のための研修として、SD委員会の議論に基づいて研修会を実施している。SD活動の実施に際しては、全学的な方針として「日本保健医療大学における教職員の人材育成の目標・方針」を定め、その推進のため「日本保健医療大学スタッフ・ディベロップメント推進規程」を制定している。

各教員に研究室を割り当て、パソコン、プリンターを配置する等、快適な研究環境を整備している。研究倫理に関しては必要な規定を整備し、研究倫理教育、コンプライアンス教育を実施している。また人を対象とした研究を実施する際の手続きとして必要な規定を整備し「日本保健医療大学研究倫理審査委員会」において審査を行うこととしている。また、研究活動への資源配分に関する規程を制定し、設備などの物的支援と共に、設備不良時の対応等、人的支援を行っている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

令和5(2023)年度より学長補佐を規定上、明確化したところではあるが、現在は不在となっている。学長を補佐する会議体については、理事長が学長を兼務していることから、現体制について見直しが必要と考えられる。教学マネジメント会議体としての学長室会議の位置づけについても合わせて再考が必要である。

大学の意思決定について、学長は理事会により任命され、校務をつかさどり、所属職員を統督すること、学長は校務全般に関し、最終決定権を有する旨が規定されており、大学の意思決定の権限と責任は明確である。

教授会の組織上の位置付け及び役割は、学則において明示されており、適切に機能している。教授会等に意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項を学長があらかじめ定め、学則に定めている。

大学の意思決定及び教学マネジメントは、管理運営委員会、教授会、各委員会の議論を通じて、大学の使命・目的に沿って適切に行われていると評価できる。学則に基づいて、教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置されており、各職員の役割は事務局組織規程等通じて明確化されていると評価できる。

FD 委員会の審議に基づいて、教員研修と職員の資質・能力向上のための研修として FD 研修を実施している。FD 活動の実施に際しては、全学的な方針として「日本保健医療大学における教員の人材育成の目標・方針」を定め、その推進のため「日本保健医療大学ファカルティ・ディベロップメント推進規程」を制定している。

職員の資質・能力向上のための研修として、SD 委員会の議論に基づいて研修会を実施している。SD 活動の実施に際しては、全学的な方針として「日本保健医療大学における教職員の人材育成の目標・方針」を定め、その推進のため「日本保健医療大学スタッフ・ディベロップメント推進規程」を制定している。

研究促進及び外部資金獲得の観点から、教員への研究支援に注力しているが、科研費採択課題は減少傾向にあるため、抜本的な対策も検討する必要がある。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

理事長が学長を兼務していることから、管理運営委員会と学長室会議を統合した会議体を設置する必要がある。それに合わせて、諸規定の改正を行う必要がある。

研究促進及び外部資金獲得の観点から、研究 IR の実地、リサーチ・アドミニストレータ（URA）の配置、知的財産（研究を通じて生み出された発明等）の管理、産学官連携事業等、新たな取組みにも着手すべきと考えている。

基準 6. 経営・管理と財務

6-1. 経営の規律と誠実性

①経営の規律と誠実性の維持

②環境保全、人権、安全への配慮

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①経営の規律と誠実性の維持

本学は、寄附行為において「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、豊かな人間性と保健医療における高度の専門的な知識・技術を有する人材を育成し、もって人類の福祉のため高度な社会の実現に貢献することを目的とする」【資料 6-1-1】と規定している。

本学は、教育基本法、学校教育法、私立学校法、大学設置基準等の法令を遵守するとともに、事務局組織規程【資料 6-1-2】、就業規則【資料 6-1-3】～【資料 6-1-9】等の学校法人の管理及び運営に関する基本的事項の規則を整備している。さらに、公益通報に関する規程【資料 6-1-10】も整備しており、組織倫理に関する規則に基づいて、適切な運営を行っている。

改正前の私立学校法第 47 条及び第 63 条の 2 で規定されている情報について、大学ホームページ上で公開している【資料 6-1-11】。学校教育法施行規則第 172 条の 2 で指定されている教育情報についても大学ホームページで公表している【資料 6-1-11】。

「内部統制システム整備の基本方針」【資料 6-1-12】、「危機管理規程」【資料 6-1-13】、「コンプライアンス規程」【資料 6-1-14】及び「監事監査規程」【資料 6-1-15】を制定していることから、法人の業務の適正を確保するために必要な内部統制システムを適切に整備していると評価できる。

②環境保全、人権、安全への配慮

環境への配慮について、衛生委員会の主導により校内巡視などを行い、危険個所や授業・職場環境をチェックし、必要に応じて改善策を審議、決定、実施している。省エネルギーの取り組みの具体的な施策として、トイレの照明を原則消灯（使用時点灯）とするなどの対策を行っている。また、環境への配慮に関する具体的な施策としてキャンパス内に樹木やベンチを配置する等の取り組みを行っている。

人権への配慮について、ハラスメントに関する規程【資料 6-1-16】を制定し、ハラスメント相談員を配置し、教職員及び学生からの相談に応じている。また、個人情報保護に関する規程【資料 6-1-17】及び特定個人情報等取扱規程【資料 6-1-18】【資料 6-1-19】も定めており、本学の教職員として責任ある行動を促している。

安全への配慮として、教職員が大学にいない場合（土日・夜間）に対応するため、警備会社の警報システムを導入し、防犯カメラを設置するなど、学内の安全と事故防止に適宜適切な対応をしている。

さらに、幸手市から災害時避難所の指定を受けており、本学の体育館を避難所として提供している。

このような取組みを通じて、災害の予防並びに災害発生時の人命安全及び物的被害の軽減を図り、地元自治体との連携を強化していると評価できる。

6-2. 理事会の機能

①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

②使命・目的の達成への継続的努力

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

私立学校法の改正に伴って、本法人の寄附行為変更承認申請を行い、令和 7(2025)年 1 月 10 日付で文部科学省の認可を得ている【資料 6-2-1】。

変更後の寄附行為第五条第一項第一号に基づき理事 6 人を置くこととされ、本学の最高意思決定機関として、理事をもって組織構成される理事会が設置されている【資料 6-2-1】。理事会では昨年度までに引き続き、事業計画、規程の制定・改正・施行等について審議を行っている。

②使命・目的の達成への継続的努力

本学は、寄附行為に基づき、法人の最高意思決定機関として理事会を設置し、理事会を定期的に開催している。

法人の使命・目的を達成するため、各会計年度の事業計画及び予算を編成し、評議員会にあらかじめ意見を求めた上で、理事会で決定している【資料 6-2-2】。会計年度終了後には、実績報告及び決算について理事会で承認、決定し、評議員会に当該事業及び決算について報告している【資料 6-2-3】。

上記の取組み等を通じて、本学の使命、目的を実現するために継続的な努力を行っている。

6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

①法人の意思決定の円滑化

②評議員会と監事のチェック機能

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①法人の意思決定の円滑化

法人と大学に関する管理運営については、寄附行為【資料 6-3-1】に基づき理事会で決定している。大学に関する教育・研究については教授会が対応し、運営については事務局が対応している。

本学では、大学の管理運営に関する重要事項を審議し、理事会との連絡調整を図ることを目的として、学則第 6 条【資料 6-3-2】に基づき管理運営委員会が設置されている。理事長、学長、学科長、事務局長等を構成員とする管理運営委員会が一月に 1 回開催されており、理事会と大学間の意思疎通と連携は適切に行われていると評価できる。

理事長の職務については、寄附行為第十四条第六項において「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する」と規定されている【資料 6-3-1】。

学長の職務及び権限については、学則第 5 条の 2 第 1 項において「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。」と規定され、同条第 2 項において「学長は校務全般に関し、最終決定権を有する」と規定されている【資料 6-3-2】。

各教育・研究部門の委員会からは、様々な提案が行われている。各委員会からの提案事項は管理運営委員会において審議され、理事会で承認が必要な事案については、管理運営委員会の審議を経て、理事会へ提案が行われている。また、理事長、学長を含め、本学教職員のメールアドレスは全教職員に周知されており、各教職員は直接に理事長、学長に提案、相談等を行うことができる体制としている。

②評議員会と監事のチェック機能

本法人には、変更後の寄附行為第五条第一項第二号の規定に基づき、役員として監事 2 名が置かれている。その選任については、寄附行為第二十二条の規定により「監事は、評議員会の決議によって選任する。」と定められている。監事の職務は、寄附行為第二十八条第一項各号に定めている【資料 6-3-1】。

令和 6(2024)年度において、監事は全ての理事会に出席しており、必要に応じ意見を述べるなど、監事の職務を果たしている。

寄附行為第三十一条に基づいて、本法人には評議員会が設置されている。評議員会は 7 人の評議員をもって構成される。また評議員の構成は、表 6-3-1 のとおりである。なお、評議員の任期は寄附行為第三十三条第一項により、3 年と定められている。

理事長からの評議員会への諮問事項は、寄附行為第三十六条に規定されている。

表 6-3-1 評議員の構成

選任区分	人数
【寄附行為第三十一条第一項第一号評議員】 この法人の職員のうちから選任した者	2 人
【寄附行為第三十一条第一項第二号評議員】 この法人の設置する学校を卒業した者で年齢二十五年以上のものうちから選任した者	1 人
【寄附行為第 23 条第 3 号評議員】 学識経験者のうちから選任した者	4 人

6-4. 財務基盤と収支

①財務基盤の確立

②収支バランスの確保

③中期的な計画に基づく適切な財務運営

(1) 6-4 の自己判定

基準項目 6-4 を満たしていない。

(2) 6-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①財務基盤の確立

本学の過去 5 年間の収支状況は、表 6-4-1 のとおりである。令和 6(2024)年度においては、事業活動収入から事業活動支出を引いた基本金組入前当年度収支差額は 376,985 千円の支出超過となっている。

表 6-4-1 直近 5 年間における収支額の推移

(単位：千円)

科目	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)
事業活動収入	1,219,820	1,117,723	1,011,058	849,825	657,979
事業活動支出	992,205	1,002,013	1,081,502	1,062,235	1,034,965
基本金組入前 当年度収支差額	227,615	115,710	△70,444	△212,409	△376,985
基本金組入額合 計	△59,754	△276,284	△157,022	△65,790	△102,481
当年度収支差額	167,862	△160,574	△227,466	△278,200	△479,467

②収支バランスの確保

平成 28(2016)年度に開設された理学療法学科において入学定員の確保が未だ実現しておらず、近年は看護・理学両学科とも定員未充足の状態が続いている。今後の財務状況に対して影響が出てくると考えられるため、早急な対応を進める必要がある。

また、基準項目 5-4 に記載のとおり、本学では研究計画調書等のレビュー支援【資料 6-4-1】を導入する等、外部資金の獲得に注力している。

③中期的な計画に基づく適切な財務運営

私立学校法第百四十八条に基づいて、令和 6(2024)年度末に、理事会において中期事業計画として「学校法人共済学院第二期中期計画」を決定した【資料 6-4-2】。

同計画において中長期的な財務計画を策定しており、年度毎に振返りを行いながら、財務運営を行っている。

6-5. 会計

①会計処理の適正な実施

②会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 6-5 の自己判定

基準項目 6-5 を満たしている。

(2) 6-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①会計処理の適正な実施

学校法人会計基準、学校法人共済学院経理規程【資料 6-5-1】等に基づき、適正に会計処理を行っている。

②会計監査の体制整備と厳正な実施

監事は法人の業務及び財産状況について監査を行い、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会へ監査報告書を提出している【資料 6-5-2】。

また、公認会計士による監査も実施されており、独立監査人の監査報告書により監査意見が付されている【資料 6-5-3】。

【基準 6 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

経営の規律と誠実性について、本学は関係法令を遵守し、学内の規則に基づき適切な運営が行われている。本学の使命・目的を実現するために、寄附行為及び学内規程に基づき、継続的な努力を行っているとは評価できる。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

内部統制システムに関する諸規定を整備しているが、「危機管理に関する方針・規則」及び「危機管理に関するマニュアル」が未整備であることから、速やかに制定に係る手続きが必要であると理解している。

自己点検・評価の過程を通じて、理事会及び評議員会が書面で開催されていた記録が発見されたので、令和 7(2025)年度以降は、このような形式での開催がなされないように留意する。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

総長のメールアドレスを教職員に公開し、意見・相談ができる体制を構築しているが、教職員の提案をくみ上げるシステムとして機能しているとは評価できない。教職員からの提案内容が他の教職員にも伝わるよう、提案の受付及び取り纏めを行った上で、例えば管理運営委員会に提出する等の改善が必要であると思われる。

また、会計処理等は適切に行われているが、財務状況については入学者の推移等を勘案して総合的に判断すれば、問題があると評価せざるを得ない。中期事業計画が定められているが、財務状況を精査の上、見直しが必要である。